



第2部 共通課題・建議

第2部 共同问题及建议

第1章 貿易

2015年の中国の貿易総額は前年比8.0%減の3兆9,586億ドルとなり、金融危機の影響を受けた2009年（13.9%減）以来6年ぶりに減少に転じた。政府目標（6.0%前後）の達成はならなかったが、海関総署は世界経済が全体的に回復力を欠き、国内経済の押し下げ圧力が大きい中、貿易も「新常态（ニューノーマル）」に入ったと指摘した。輸出入ともに減少という厳しい状況のなかではあるが、貿易全体に占める一般貿易や民営企業の比率が高まり、貿易相手が多角化するなどの変化を踏まえた評価になっている。輸出は2.8%減の2兆2,766億ドル、輸入は14.1%減の1兆6,821億ドルで、輸入の減少幅が大きかったこともあり、貿易収支は5,945億ドルの黒字と、初めて5,000億ドルを超え過去最高を更新した。

ジェトロが財務省貿易統計と中国海関統計を基に、2015年の日中貿易を双方輸入ベースでみたところ、総額は前年比11.8%減の3,032億8,609万ドルで、リーマン・ショック直後の2009年以来6年ぶりの2ケタ減少に転じた。2015年は主に円がドルに対して14.5%下落したことから、日本からの輸出（中国の対日輸入、以下同じ）は12.3%減の1,427億1,566万ドル、輸入は11.3%減の1,605億7,043万ドルとなった。ただし円換算では、総額が0.8%増の36兆7,033億円、輸出が0.2%増の17兆2,810億円、輸入が1.3%増の19兆4,223億円となっている。日中貿易額はドルベースで2ケタ減となったものの、日本の貿易総額に占める中国の構成比は21.2%と2014年比0.7ポイント上昇しており、2位の米国を6.1ポイント引き離している。

中国の統計（注1）では2012年末の在中国日系企業数は2万3,094社と2万社を超えている。日系企業は中国に生産拠点を設置し、中国での競争力強化と内需開拓に向け経営資源を傾斜しつつ、積極的に事業を展開し、グローバルなサプライチェーンの中で日々貿易に従事している。

中国政府はWTO加盟後、貿易・通関面において、制度面の効率化、透明度・サービスの向上など、各種の努力を行っており、以前に比べると環境は大きく改善している。しかしながら、日系企業からは2015年版白書に引き続き改善要望が寄せられており、さらなる法制度整備および運用統一化、通関手続の簡素化などを期待する声が大きい。ジェトロが在中国日系企業に行った調査（注2）でも、回答した企業（874社）の39.1%が「通関等諸手続が煩雑」、37.3%が「通関に時間を要する」を経営上の問題点として挙げている。前者回答は前年度調査より4.1ポイント低下したが、後者は0.5ポイント上昇した。それぞれ依然高い数字であり、さらなる取り組みの展開をお願いしたい。

注1：「中国貿易外経統計年鑑2013」

注2：「アジア・オセアニア進出日系企業活動実態調査（2015年度調査）」。調査時期は2015年10～11月。

貿易・通関における具体的問題点

法制度・運用の不透明性

中国には通関拠点数が4,000近くある。これだけ多くの拠点があるためか、依然として各税関において税関審査や法制度の解釈に違いがみられるなどの問題が発生している。同一商品が通関担当者によって異なるHS番号区分と判定され、関税や輸出増値税還付率が異なるケースも発生している。トレーニングの強化やより詳細なマニュアルの整備などで、全国で統一的な運用がなされるよう要望する。

また、HS番号の事前教示制度について、全国で統一的に実施し、企業が活用しやすい制度の整備を行うことや、併せてHS番号の対象品目を詳細に解釈した資料を公開することで、企業の利便性が高まると共に、政府担当者の負担軽減にも繋がると考えられる。

さらに、危険品に関しては、数多くの法令が公布されており所管機関も多いことに加えて、天津の爆発事故以降、危険品に対して規制運用の強化がみられることに鑑み、運用方針の明確化と統一的な相談窓口の設置を要望する。併せて天津における早期取扱い再開を要望する。

なお、日本企業から依然として強い声があるが、通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な準備期間を確保するとともに、文書で事前に税関ホームページに掲載するなど情報開示および具体的な実施方法の周知徹底を再度お願いしたい。

通関手続の複雑（煩雑）性

中国政府は通関の効率化やサービス向上のため、各種努力を行っており、以前に比べると状況は大きく改善している。通関のペーパーレス化などの進展を評価する日系企業の声も聞かれる。国務院が2015年7月に「輸出入安定成長の促進に関する若干の意見」を公布し、さらに貿易の利便性を高めることを示し、関連部署がその実現に向けて取り組んでいることは歓迎できる。

しかしながら、生産機械の中古品の輸入にあたり、「輸入中古機電製品検査監督管理弁法」に基づき積載前の事前検査（該当した場合）、貨物到着検査を受けるが、輸入手続が煩雑で時間がかかるとの声や、通関、商品検査にかかわる窓口の一本化や手続の簡素化を望む声が寄せられている。引き続き、申請窓口の1本化、優良企業に対する優遇な

どにより、通関、商品検査にかかわる手続の簡素化、リードタイムの短縮を要望したい。

そういう意味で、税関部門と質検部門で協力して推進中の「3つの一」（一括申請、一括審査、一括認可）の進展に期待しており、今後全国での実施を要望する。また、京津冀地域などで進める区域通関一体化の加速も期待したい。これらにより、企業の利便性を引き続き高めていただきたい。

その他、依然として分公司は法人格が認められておらず、分公司名義で通関ができない状況が続いている。そのため本社名義での通関書類作成、捺印などが必要となっており、手続が煩雑で、時間を必要するとともに、突発的な通関に対応できないなど問題がある。

さらなる自由化への期待

中国政府は貿易のさらなる自由化のため、近年諸外国・地域との積極的なFTA締結に向けた取り組みを進めており歓迎できる。日中韓三カ国で日中韓FTA、ASEANと日中韓三カ国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの16カ国で進める東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）の交渉も進めている。これらの締結により、関税・非関税措置の撤廃および段階的な削減がもたらされ、貿易の自由化・円滑化がこれまで以上に進むことが期待されるため、早期締結を要望したい。

ただ自由化の一方で、FTA利用に必要な原産地証明について、例えば、中国・ASEANのFTAで、その施行細則上に、原産地証明書に記載するHSコードを輸入国のHSコードとする旨の規定があるが、輸入国と輸出国（中国）のHSコードが異なる品目につき、中国各地の商検局が、自国（中国）のHSコードを記載する様に要求するケースがある。各地商検局に対して、条文と矛盾する、または条文に記載のない要求を企業に対して行わないように指導の徹底を要望する。

さらに、企業と税関の相互の業務効率化、スムーズな通関の実現に繋がるため、企業が所轄税関に事前相談できる制度の構築を要望する。加えて、物流の効率化をさらに図る観点から、休日、祝祭日、時間外においても、通関対応が可能な地域の拡大を要望する。

＜建議＞

- ① 通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な準備期間を確保するとともに、文書で事前に税関ホームページに掲載するなど情報開示時期および具体的実施方法についての配慮を要望する。
- ② 同一製品のHS番号や原産地証明など輸出入申告に関する税関審査および保税區、物流園區または保税港區の運用や規則、規定に対する解釈が、地域や担当者により異なる。トレーニングの強化やより詳細なマニュアルの整備などで全国統一的運用を要望する。HS番号の事前教示制度についても、全国で統一的に実施し、企業が活用しやすいよう制度の完備を要望する。併せ

てHS番号の対象品目を詳細に解釈した資料の公開を要望する。入港、接岸、荷役にかかわる許可時の必要書類、所要時間も可能な限りの統一を要望する。

- ③ 危険品に関しては、数多くの法令が公布されており所管機関も多い。実際の運用にあたり、各地の税関、CIQが対応に苦慮している。運用の明確化・手続の簡素化を要望する。また、天津の爆発事故以降、危険品に対して規制運用の強化がみられるが、運用方針の明確化と統一的な相談窓口の設置を要望する。併せて天津における早期取扱い再開を要望する。
- ④ 税関のシステムトラブルやソフトウェアアップグレードによる不具合発生時、輸出入通関が停止または大幅に遅延する場合がある。物流企業や荷主企業への不必要なコスト負担や生産活動への影響があるため、トラブルに対するバックアップなど、正常な通関業務の維持に向けた体制の構築を要望する。また、システムが使用できない場合は、暫定的に手作業で対応するなど、通関が滞ることがないように要望する。
- ⑤ 自動車の輸入通関前に、輸出者が国家質量監督檢驗檢疫總局（AQSIQ）の輸入車識別コード（VIN）管理システムにアクセスして、車両1台毎データ入力を行う必要があるが、通関後、さらに環境保護部（MEP）の自動車排ガス目標達成管理申請システムに、同様のデータを再入力する必要がある。また、いずれのシステムも中国語のみの対応となっている。入力済みのデータの再入力を不要とするワンストップ化を要望する。当該システムへの入力は、通常、輸出者である中国国外のメーカーが行うことが想定されるため、少なくとも英語対応を要望する。
- ⑥ 福島第一原子力発電所の事故に起因する輸入規制について、現在10都県産の食品および飼料の全面的な輸入禁止という厳しい措置がとられているが、日本政府と継続中の協議を進め、科学的なデータに基づき、合理的な範囲まで規制を緩和するよう要望する。
- ⑦ 申請窓口の1本化、優良企業に対するさらなる優遇などにより、通関、商品検査にかかわる手続の簡素化、リードタイムの短縮を要望する。現在推進中の「3つの一」（一括申請、一括審査、一括認可）の全国での実施を要望する。京津冀地域などで進める区域通関一体化の加速も要望する。
- ⑧ 生産機械の中古品の輸入にあたり、「輸入中古機電製品檢驗監督管理弁法」に基づき積載前の事前検査（該当した場合）、貨物到着検査を受けるが、輸入手続が煩雑で時間がかかるとの声が寄せられており、簡素化、リードタイムの短縮を要望する。
- ⑨ 本社間との書類の送付等で時間を要する、突発的な通関に対応できないなどの問題があるの

で、分公司名義（分公司印）での通関を可能とするよう要望する。

- ⑩工場建設などの場合、企業は実際の通関前に余裕を持って物流計画を検討するが、スムーズな通関の実現のためにも、企業が所轄税関に事前相談できる制度の構築を要望する。
- ⑪休日、祝祭日、時間外においても、通関対応が可能な地域の拡大を要望する。
- ⑫企業が単独で開催する展示会用の一時輸入品について、ATAカルネの使用を可能とするよう要望する。
- ⑬中国の子会社が日本の親会社から輸入する部材価格に、親会社に支払っている製造技術ライセンスのロイヤルティを加算するケースがある。製造技術ライセンスが輸入部材ではなく、完成品製造に関するものである場合は、加算することがないよう要望する。価格審査について申告価格に対する疑義が呈され、客先への納入時期の遅延などの問題が発生しているが、税関からの指摘の際に可能な範囲でどのような根拠・基準に基づいて価格の妥当性を判断しているか情報開示を要望する。
- ⑭原産地証明について、各地商検局に対して、条文と矛盾する、または条文に記載のない要求を企業に対して行わないように指導の徹底を要望する。例えば、中国ASEAN自由貿易協定（FTA）では、その施行細則上に、原産地証明書に記載するHSコードを、輸入国のHSコードとする旨の規定がある。しかしながら、輸入国と輸出国（中国）のHSコードが異なる品目につき、中国各地の商検局が、自国（中国）のHSコードを記載する様要求している。商検局の要求通りに発給された原産地証明書は、輸入国では条文違反となることから、FTAが利用できない、或いは商検局との交渉に時間を要し、FTAの利用に遅れが生じる場合がある。
- ⑮日中韓自由貿易協定（FTA）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の早期締結を要望する。

第2章 投資

商務部の発表によると、2015年の対中直接投資（銀行・証券・保険分野を含まず）は、契約件数が前年比11.8%増の2万6,575件と、2年連続で増加した。実行ベースの投資額は5.6%増の1,262億7,000万ドルと、3年連続で過去最高を更新し、政府の目標値である1,200億ドルを上回った（人民元ベースでは前年比6.4%増の7,813億5,000万元。2015年より伸び率が人民元建てしか公表されなくなったことから、ドル建ての伸び率はCEICデータより算出したものである）。

2015年の対中直接投資を業種別にみると、製造業が前年比1.0%減少した（寄与度マイナス0.3ポイント）のに対し、非製造業は9.6%増加した（同6.2ポイント）。非製造業は、最大のシェア（29.0%）を占める不動産が16.3%減少し、寄与度もマイナス4.7ポイントとなったが、これに次ぐシェア（11.9%）を占める金融が3.6倍に急増、寄与度も9.0ポイントとなり、対中直接投資の牽引役となった。

国・地域別にみると、第1位は香港で、対中投資実行額は前年比8.1%増（人民元ベースでは8.8%増）の926億7,000万ドルとなり、シェアは73.4%と7割を超え、実行額が増加を維持した主因となった。日本は25.9%減（人民元ベースでは25.2%減）の32億1,000万ドルと大幅な減少となり、順位も2014年の第4位から第5位に低下した。

なお、商務部によると、2015年末現在、中国に会社を設立した日系企業は累計で5万社近くに達し、投資総額は1,018億2,000万ドルと1,000億ドルを超えており、中国に対する投資国・地域としては第3位になっている。

ジェトロの「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」によると、今後の中国事業の方向性について、「拡大」と回答する企業の比率は、2015年度は38.1%と1998年の調査開始以来、初めて4割を下回った。ただし、業種、地域による格差も大きい。「拡大」の比率を業種別に見ると、非製造業が製造業より高い。また、製造業の中でも「食料品（52.4%）」「輸送機械（43.5%）」、非製造業では「卸売・小売業（50.9%）」など内販型産業で、同比率が相対的に高い。他方、輸出型の「繊維」（19.2%）は同比率が2割を切った。地域別では、内陸部の「湖北省」（52.4%）で「拡大」の割合が5割を超える一方、輸出加工型が多い「山東省」（30.7%）、「遼寧省」（22.7%）で拡大意欲が相対的に低い傾向が見られる。

対中投資リスクに対する認識は依然として存在するものの、日本企業が中国を世界有数の巨大市場と捉えていることに変わりはなく、内販型の企業・業種では拡大する中国市場の開拓を強化する動きが今後も継続するとみられる。

こうした中、2016年3月の全国人民代表大会において審議・採択された「中華人民共和国国民経済・社会発展第13次5カ年

規画要綱」（以下、第13次5カ年規画要綱）では、「対外開放の新体制の整備」が打ち出され、法治化、国際化、円滑化されたビジネス環境を整備し、協力・ウィンウィンに資する、国際的な投資貿易規則に適應する体制・メカニズムを整備する方針が示された。この方針に従って投資環境が適切に改善されることを要望する。

投資における具体的問題点

市場経済ルールの整備と適正運用

第13次5カ年規画要綱では、公平な競争が行われる市場環境、効率的で清廉潔白な政務環境、公正で透明性のある法律・政策環境および開放的で包摂的な人材・文化環境を醸成することが提起されている。

こうした措置により、外資系企業の対中投資のリスクと見られている不透明な制度運営の問題が改善されるよう要望する。また、同綱要では、地域間および二国間の自由貿易体制の構築を強化すべく、日中韓自由貿易協定（FTA）交渉を早急に進めることも謳われており、同協定の早期締結を要望する。

過剰な政府規制の緩和

第13次5カ年規画要綱では、サービス業の開放、金融の開放および革新、投資貿易の円滑化、事中・事後の監督管理などに関する先行的な試行の実施をさらに進め、成功経験の模倣をさらに範囲を広げて普及させるとしている。

こうした方針に基づき、審査・許認可権の下部への大幅な委譲が図られることや、外資に対する投資規制が一層緩和されることを要望する。

内外無差別とグローバルスタンダードの採用

第13次5カ年規画要綱では、内資・外資に関する法令を統一し、外資に関する基礎的な法律を制定し、外資企業の合法的権益を保護することや、外資について参入前内国民待遇およびネガティブリスト管理制度を全面的に実施することが謳われている。

商務部が2015年1月19日、「中華人民共和国外国投資法」の草稿の意見募集稿を発表したことに対し、中国日本商会は2015年2月15日付で、修正提案に関する意見書を提出したが、同綱要の方針に従って、適切に外国投資法が制定され、外資系企業の投資に対し参入前内国民待遇とネガティブリストによる管理モデルが実施されることを要望する。

<建議>

- ①外資系企業の対中投資のリスクと見られている不

透明な制度運営の問題について、法制度解釈の統一の運用、制度変更の際の十分な準備期間、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善を要望する。

- ②2014年5月17日から発効した日中韓投資協定は、日中韓3カ国による経済分野で初の法的枠組みであり、同協定の適切な運用を希望する。また、日中韓3カ国による自由貿易協定(FTA)交渉については、中韓FTAが2015年6月1日に調印し、12月20日から発効しており、日中韓FTAについても早期締結を要望する。
- ③企業に対する商業賄賂案件をはじめとした調査手続の中で、依然として、担当官の私用メールアドレス(163、QQ等)を使用して情報のやりとりを行うことが見受けられる。秘密保持やセキュリティの観点から重大な問題があり、直ちに中止することを要望する。
- ④2015年4月10日から施行された「外商投資産業指導目録」の改訂版は、2011年版目録と比較して制限類が42項目、禁止類が3項目減少したことは評価できる。他方、奨励類も5項目減少しており、さらなる制限類、禁止類の減少および奨励類の増加を要望する。
- ⑤外資企業は、原則として、外貨建て資本金を人民元転して得た人民元を用いて中国国内において再投資することができなかったが、国家外貨管理局が公布した「外商投資企業の外貨資本金元転管理方式の改革に関する通達」(匯発[2015]19号)により、2015年6月から規制が緩和され、資本金を人民元に両替して中国国内に再投資することが認められるようになったことは評価できる。企業の健全な成長や拡大のために、外資企業による再投資規制の一層の緩和を要望する。
- ⑥「外債管理暫定弁法」第18条により、外商投資企業は中長期外貨借入の累計および短期外貨借入残額の総額は、投資総額と登録資本金の差額(投注差)を上回ってはならないとされている。このため、資本金により設定される海外資金借入れ枠を超えると国内調達が必要となるが、金利差が大きくなるという問題がある。他方、追加資本を投入すれば金利問題は解消されるが、投入した資本の回収という別の問題が発生する。積極的な投資を行うためにも投注差にかかわる規制の緩和を要望する。
- ⑦商務部は2015年10月28日、「一部の規定および規範性文書の改正に関する決定」(商務部令2015年第2号)を公布し、外商投資性公司等に対する最低資本金要求を撤廃した。しかし、「外商投資による投資性公司設立に関する規定」(商務部令2004年22号)に従い、設立後投資・借入等の活動を行う前提条件として、依然として最低資本金が要求されており、規制の撤廃を要望する。
- ⑧特定業種に対する外資規制について緩和を要望す

る。例えば、外資投資建設企業(外資100%の建設企業)が実施可能な工事請負範囲は、現状では、外国投資が50%以上の中外連合による建設工事等に限定されている。また、通信分野においては外資独資或いは外資マジョリティでの事業ライセンス取得が認められていないといった規制がある。

- ⑨商務部は2015年1月19日、「中華人民共和國外国投資法」の草稿の意見募集稿を発表した。これは、三中全会で打ち出された「開放型の経済新体制構築」の方針に沿ったものである。中国日本商会は2月15日付で、内国民待遇の概念と範疇の正確な定義付け、一本化された透明な外国投資管理制度の構築等をはじめとした修正提案に関する意見書を提出した。パブリックコメントを踏まえて適切に外国投資法を制定し、外資系企業の投資に対し参入前内国民待遇とネガティブリストによる管理モデルが実施されることを要望する。
- ⑩また、外国投資法の施行は、外資系企業の経営に大きな影響を与えることが予想されるため、施行前の事前説明等も含めて十分な準備期間を確保していただくとともに、施行後においては、最も実効性のある相応の関連法令が明確に制定されることを要望する。
- ⑪外資企業は新規出店にあたり、投資金額に応じた増資が必要と、法的根拠のない指導を受けるケースがある。出店計画の迅速化と1つの会社で多くの業態を展開する上での課題になっており、改善を要望する。
- ⑫市場経済化が進展する中で、競争の活性化を通じて、事業再編を余儀なくされる企業が出てくることは自然な流れであり、こうした企業が円滑に事業再編手続きを行えるよう税務審査の時間短縮などの措置を要望する。こうした措置がとられることで、産業構造の適正化につながることを期待される。
- ⑬中国の個人情報保護政策が未整備のため、個人情報の漏えいが頻繁に発生し、いたずら電話やショートメッセージ、電子メール等が防ぎようのない状態で、各級の従業員の業務に障害があり、日常生活上の大きな邪魔となっている。早急に相応な個人情報保護政策や、故意による迷惑行為への処罰措置が実施され、個人情報保護の欠缺が改善されることを要望する。
- ⑭法律法規および政策の調整時において、外資企業に関連の情報を入手するルートは比較的限られている。なおかつ、政府機関のウェブサイトが整備されていないなどのために、企業が必要な法律、法規、政策等に関する正確な情報をいち早く入手することが困難となっている。各政府機関がウェブサイト上の情報公開政策を改善され、関連情報が複数のルートを通じて適時に公布されるよう、また外国語版文書の増加を考慮されるよう要望する。

第3章 競争法

2015年は、前年に続き外国企業に対しても独占禁止法および不正競争防止法に基づく執行が行われた。まず、カルテルに関しては自動車部品業界および海運業界等でのカルテルおよび再販価格の拘束に関して処罰した案件があり、また外国企業による知的財産権の行使に関連して市場支配的地位の濫用であるとして処罰された案件があった。また、独禁法の具体的な運用を規定するガイドラインの意見募集稿が次々と公布されている。M&AおよびJV設立等の際に必要な商務部に対する事業者結合の届出については2014年に導入された簡易手続の影響等により届出案件が全体として増加し、日本企業絡みの案件も増加した。さらに、商業賄賂の摘発については華東地域を中心として地方の工商行政管理局による執行が引き続き行われている。

カルテル・再販価格拘束に関する事案

中国では価格に関する独禁法違反行為については国家発展改革委員会(NDRC)が、非価格関連行為については工商行政管理局(SAIC)が執行している。2015年には、カルテルについて、NDRCが日系3社を含む海運大手8社に対する調査を行い、リーニエンシー(自主的な申告による処罰の免除・軽減の申請)の申請を行った1社を除き合計75億円の制裁金を課し(12月)、また、日中合弁の自動車メーカーおよびそのディーラー17社に対してもカルテル等による制裁金を課した(9月、なお、同案件は再販価格拘束事案でもある)。その他、中国系テレコム会社、中国系保険会社等の価格カルテル案件でも処罰が行われた。再販価格拘束に関しても外資・内資系企業ともに複数の処罰が行われた。一方、SAICについても地方の工商行政管理局を中心として、市場支配的地位の濫用による処罰、共同ボイコット等の非価格カルテル案件の処罰を行った。いずれについても2014年より案件数は落ち着いているが、価格カルテルに関してはリーニエンシーの運用が定着したようである。SAICの調査に対して調査協力を拒絶したことが原因で中国企業に対して処罰を行った事例が出た(2015年7月)。なお、2016年2月にリーニエンシーおよび承諾による調査中止に関するガイドラインの意見募集稿が公表されている。

知的財産権の濫用による独占禁止法違反事案

NDRCは、クアルコムがCDMA等の無線通信標準必須特許ライセンス市場等で支配的地位を濫用し、不公平・高価格な特許ライセンス費用を徴収したとして、約61億元(約

1,150億円、同社の2013年の中国売上約8%)の制裁金を課した。本件は、有効期間が経過した特許のライセンス実施、無償のクロスライセンスの要求、特許の抱き合わせライセンス等を問題視したものであるが、知的財産権ビジネスに大きな影響を及ぼした。なお、2015年12月から2016年2月にかけてNDRCおよびSAICが相次いで知的財産権の行使が独禁法違反となる場合についてのガイドラインの意見募集稿を公表しており、その動向を注視している。

事業者結合案件の推移

企業の買収・出資やJVの設立を行った場合、双方当事者に一定の中国・世界における売上高がある場合、中国での商務部に対する事業者結合の届出が必要になることがある。届出は結合行為の前の事前届出制であり、また独占禁止法上の問題がある場合には、禁止決定や、承認されるにしても一定の条件を付されることがある。2015年は314件の審査の決定が出され、2014年の236件に比して大幅に増加した。2015年の案件のうち約25%程度が日本企業に関係する案件であったと思われるが、これは日系企業に関する案件数が減少したのではなく(むしろ増加している)、中国企業間の結合案件での届出が大幅に増加したことによる。また、事業者結合の審査に要する時間については全般的に引き続き長時間を要するものの、2014年5月に導入された簡易手続により、独占禁止法上影響の少ない類型の結合案件(例:中国国外でのJV設立案件で中国に対する輸出等を行わない案件、中国でのシェアが著しく低い場合等)については、審査期間の延長が原則として行われないなど、安定的な運用が行われている。

商業賄賂案件に対する執行

典型的には、民間企業同士の取引における買主の購買決定権者個人に対するキックバックの授受などが商業賄賂であるが、法律上の定義はこれよりも広く、およそ商品・サービスの対価以外の物品又は金銭の授受は、一定の条件を満たす値引き、コミッションおよび付随的贈与を除き、原則として不正競争防止法の網にかかる。2015年には、特に華東地域での執行が多く、日本企業を含む外資企業に対する処罰案件も多く見られる。商業賄賂の形態としては、現金・買い物カードの提供という単純なケースの他、企業間でのリベート授受が不適切であるとして処罰されるケースも相当数存在する。

＜建議＞

＜独占的協定＞

- ① 独占禁止法第13条（水平的協定）および第14条（垂直的協定）に関して、具体的に一般的に許される場合と許されない場合の境界線が明確化されておらず、不透明である。価格独占の禁止に関する規定、工商行政管理機関の独占的協定行為の禁止に関する規定等の法令もあるが詳細ではなく、行動指針としては不十分であり、さらにガイドライン等を公布することにより明確化することを要望する。
- ② 独占禁止法第17条（市場支配的地位の濫用）の規制における詳細なガイドラインが存在せず、違法となる場合の境界線が不透明となっていることが、当局の裁量を大きくし、企業の行動上の障害となっている。行動指針としては不十分であり、ガイドライン等を公布することによる明確化を要望する。
- ③ 2015年4月7日に国家工商行政管理総局が「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」を公布し（同年8月1日）、また、2015年12月31日に国家發展改革委員会が「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン」（中国語：关于濫用知识产权的反垄断指南）の意見募集稿を発表した。これらは知財の権利行使と独占禁止法への抵触を検討する際の重要な指針となるべきものであるが、判断基準が極めて不明確であり、実際の執行において当局の裁量を著しく大きくする懸念がある。また、FRAND宣言をしていない標準必須特許にFRAND条件でのライセンスを強制している等の問題があり、知的財産の保有者の権利行使が不合理に制約される可能性がある。世界各国の法令の制定および運用を踏まえて整合的な法令およびガイドラインを制定することを要望する。
- ④ 調査手続において、調査対象当事者からの調査協力においても、他の主要各国では認められている口頭報告が認められず、書面での提出が必要となる。その結果、米国民事訴訟でのディスカバリーの対象となり得るため、十分な調査協力を躊躇することがある。他の主要各国と同様、口頭報告を認める運用とすることを要望する。
- ⑤ 行政調査手続について、当事者の陳述、弁明の機会が実質的にも保護されるように法令を改正し、また実質的に運用することを要望する。例えば、価格行政処罰手続規定30条では、事前告知書を受領してから暦日で3日以内に申し出なければならないなど、機会付与の期間が非常に短く設定されているが、特に外国企業の場合は翻訳を踏まえて検討し、弁護士と相談をする必要があり、対応は著しく困難である。
- ⑥ 制裁金の算定方法に関するガイドラインが存在せず、当局の裁量が大きいため、企業にとって行

為が違法となる場合の金額的なインパクトを予測し難い。制裁金額の予測は、企業が当局に対し自主申告を行うかどうかの判断においても重要であるため、ガイドラインの公布や前例における算定方法の公表等を通じた透明化を要望する。

- ⑦ 処罰事案について、公表の程度が案件ごとに異なり、特に地方レベルの処罰事案については未公表事案も多いように見受けられる。制裁金などの処罰が課された事案については社会の関心も高いため、処罰に至った理由も含め、積極的かつ公平に公表を行うよう要望する。
- ⑧ 世界的な案件においては、外国企業の委託する外国法律事務所の弁護士の関与が必須であるところ、中国の当局の運用上、中国弁護士と共にであっても、ヒアリング等への同席が認められないことが往々にしてある。諸外国との運用の統一性の観点からも、同席を認める運用とすることを要望する。

＜事業者結合＞

- ① 事業者結合の届出における簡易手続に関連する法令において明確にされているように、中国国外における結合行為で中国市場に全く影響がない場合（例：外国での外国企業同士の合併会社設立において合併会社が中国向けの輸出を全く想定していない場合）でも、中国での届出が義務づけられている。他の主要各国においてこのような不合理に広範囲な法規制は見当たらず、中国の法規制は過大な負担を特に外国企業に対して強いている。この点については、中国市場に全く影響がないような取引類型を届出の対象となる取引から除外する例外規定を設けるなど、一定の法制度の改善を行うよう要望する。
- ② 届出の要件とされる「結合」の要件が極めて不明確であり、事業者側の判断が困難となるケースがある。特にマイノリティー出資の場合の届出義務の有無に関するガイドラインを早急に公布することを要望する。
- ③ 企業が届出基準に達するか否かを判断する際に、届出が必要な場合は網羅的に広く記載されているが、一方で届出が不要な場合の基準は触れられていないため、世界的にも通用するような「セーフハーバー・ルール」の導入を要望する。
- ④ 事業者結合の届出において、書類の提出から正式な立件までの期間がケースによって異なり、また長すぎる。確かに簡易届出制度の実施と事例の蓄積により若干迅速化してはいるものの、同一案件での世界各国での届出の際に中国での届出のみがスケジュール上遅滞することが往々にしてあるため、さらなる運用の改善を要望する。
- ⑤ 中国企業間の事業者結合については、結合後の国内シェアが極めて大きくなって承認されているケースがあり、根拠規定や市場の範囲の取り方等その判断基準が不透明であるとともに、結

果として、独占・寡占が進むことにより当該分野における中国国内市場への参入障壁が高まることにもなる。そのようなケースにおいては、企業結合審査の透明性向上の観点から、独占禁止法上の適応の考え方について公表することを要望する。

- ⑥一部業種については国家安全審査を受ける必要があるが、対象業種、審査認可プロセスが不明確であり、かつ審査期限も引き続き明確ではない。対象業種や審査プロセスを明確にすることを要望する。
- ⑦事業者結合規制を遵守していない事業者に対する処罰事例が公表されたが、事業者結合規制を遵守していない事業者に対する処罰のさらなる徹底および処罰事例の公表の拡大を要望する。

＜商業賄賂＞

- ①商業賄賂規制の基本法である不正競争防止法は極めて曖昧な文言であり、これを明確化するガイドラインを公布するよう要望する。特に代理店経由での販売につき、簿外での資金処理や不適切な会計科目による処理は違法となり得るとしても、帳簿への記帳が正しくなされているにもかかわらず、不正を認定する場合がある。企業としての販売促進行為の中で過度の景品等の付随的贈与は一定程度規律されるべきであることは理解するが、どこまでであれば合法とされるのか明確ではなく、当局の裁量により処罰が行われうる仕組みとなっているため、改善を要望する。
- ②反不正競争法や商業賄賂行為禁止に関する暫定規定は、文言上、一定の条件を満たす値引き、コミッションおよび付随的贈与を除き販売に伴う一切の物品・利益の提供が違法とされる余地があり、また取り締まり実務においても担当官からそのような発言がなされる場合がある。企業の経済活動を過度に萎縮させないため合理的な利益提供を適法化する法令改正を行うべきであるし、少なくともガイドライン等により取り締まり当局の運用を可及的速やかに明確化することを要望する。
- ③商業賄賂と認定された場合に没収される「違法所得」の内容を明確化することを要望する。違法所得の認定は「工商行政管理機関行政処罰違法所得認定弁法」に基づき行われていると思われるが、同弁法が典型的に想定している製造・販売・サービス提供それ自体が違法である場面と異なり、商業賄賂事案では販売行為自体は適法であることを踏まえて行われるべきであり、商業賄賂行為によって増加した売上が何であるかを画することなく単純に違法所得の認定を行わないことを要望する。

第4章 税務・会計

2015年における税収は初めて11兆元を超えたものの、伸び率は前年比6.6%増にとどまった。景気悪化の影響を受けて、ここ数年伸び率が徐々に落ち込んでいる。こうした中、徴税強化の動きは強まっており、移転価格調査の強化、個人所得税の課税強化、出向者給与の立替送金に絡むPE課税など税務局からの指摘を受けて納税を余儀なくされるケースが増えている。

税務上の問題点

制度運用上の問題点

税務および税法通達の実務上の運用にあたっては、税務当局の担当官によって解釈がなされることがある。このため、税務当局の運用には地域差があったり、窓口担当者によって対応が異なるケースが発生している。また通達の公布では、突発的に公布若しくは改定されて対応への準備期間がなく、さらに遡及適用されるケースも少なからず存在する。納税者の利便性を高めるため、税務問題について全国の税務当局が共通した見解を持った上で統一性のある運用を行い、ルール制定にあたっては納税者の対応に十分に配慮することを引き続き要望する。

現状の税収管理の通達上、税務当局の課税判定に不服がある場合、納税者に対する中国での救済措置として上級税務機関への不服申立、さらには最高人民法院への提訴が認められている。しかしながら実務上は、課税判定を受けた税額を税務当局に納税しないと不服申立ができないとともに、実際に外資系企業が最高人民法院に不服申立をしても最終的に望ましい判断が得られるかについて不安を拭い去ることができない。また、別の救済措置としては相互協議が挙げられる。しかしながら、税務当局の担当部門の人員不足もあって、国税庁と国家税務総局間の相互協議は開催数が減っており、相互協議に委ねて問題解決するには相当な時間を要する。そのため、こちらも納税者にとって十分に有用な救済措置になっていない。

また、2008年の税制改正において多くの優遇税制が取り消しとなって徴税強化の動きが強まる中、中国で事業運営を行う上での税務コストが上昇している。企業の負担軽減につながるような措置の導入を要望する意見が少なくない。さらに、連結納税制度の導入を期待する声も引き続き聞かれる。

流通税（増値税・営業税）

営業税から増値税への改革は2016年5月より対象範囲が建設業、不動産業、金融保険業、生活関連サービス業に

まで拡大されることになる。この対象範囲の拡大を以って、2012年1月に上海市よりスタートした増値税改革は全ての業界にて適用されることになった。増値税改革そのものについては評価する声がある一方、対象取引範囲の解釈等で統一的な運用がなされていないとの声が日系企業から聞かれる。また、輸出取引における増値税の還付について、手続きが煩雑であったり、入金までに時間がかかる事態も散見される。そのため、増値税改革の運用面での統一化を要望するとともに、規定通りの手続きを行うことで増値税の還付に滞りが生じることがないように改善されることを要望する。

所得税（個人所得税・企業所得税）

個人所得税では、出向者の本国における社会保険の会社負担分を中国で課税する動きがある。過去の免税に関する通達が2011年1月に廃止され、実際に出向者の課税所得に含めるよう税務当局から指導を受けるケースが北京市などで広がっている。過去に遡った上での調整は金額的なインパクトも大きく、企業は対応に苦慮している。日本の社会保険への課税は企業および納税者に対して過大な負担となるため、非課税とするなど企業負担の軽減につながる措置が望まれる。

さらに企業所得税の分野では、税務当局による移転価格調査が継続的に強化されている。調査では企業の機能およびリスク、業界動向、そして所得移転の蓋然性を十分に確認せずに高い利益率を追及するケースも散見される。さらに、地域によっては税務当局が低利益率（若しくは赤字）だと企業に自主調整を促す事例も出ている。税務調査の現場においては利益率の水準のみをもって追徴課税の判断根拠とするのではなく、企業の個別事情を十分に考慮し、税法の解釈方法も統一した上で、移転価格税制を運用することが期待される。

一方、国際税務の分野においては、国際課税の管理強化（BEPS:税源浸食と利益移転）を受けて、中国の移転価格税制の基本ルールである特別納税調整実施弁法が改正中である。改正手続においては、草案の公開、パブリックコメントの募集を経るなど、納税者等の声を広く反映する手法がとられており、その完成が待たれるところである。

恒久的施設（PE）課税

各地でPE課税の認定における税務問題が発生している。1つ目は、日本をはじめとする海外からの出張者に対するPE認定である。日本から中国への長期出張者に対して、コンサルタント役務およびプロジェクト管理期間をめぐってPE課税される事例が発生しており、技術移転の阻害要因となる可能性がある。2つ目は、国外本社からの派遣駐在員に対

するPE認定である。国外本社が立替払いした駐在員の人件費を中国子会社から本社へ送金するにあたり、PE課税を受けた上で納税しないと送金に支障を来すケースが見られる。2013年に税務局および外貨管理局から新通達が公表され、出向者の真の雇用者が中国子会社であると判定されればPE課税が回避されることが明らかとなり、かつ必要書類を税務局へ登記することにより制度的には立替送金が可能となった。しかしながら、実務上は地域により税務当局の取り扱いが大きく異なっており、依然として送金時に従来と同様の資料を要求されて事前承認が必要とされるケースがある。駐在員の人件費の立替送金がPE認定を受けずに滞りなくできるよう、税務当局の画一的な対応が望まれる。

会計上の問題点

会計において注目される問題として、「中国新企業会計準則」（以下、新準則）の動向があり、これは、次の2つの観点から注目されている。第一に、グローバルな会計基準の方向性として国際財務報告基準（以下、IFRS）への統一が模索される中、経済大国としての中国がどのような方針を持ってIFRS統一の動きに対応しているか、第二に、中国における会計基準の動向が、在中国日系企業にどのような影響を与えるか、という点である。

新準則とIFRSの関係

現行の新準則は、2006年に公表され2007年以降、すべての中国証券市場上場会社が新準則を採用し財務諸表を公表している。新準則は、2006年当時のIFRSを参考に作成された会計基準であり、その後のIFRSの改正に伴い新準則本文は修正されていないものの、財政部の指導指針である「企業会計準則講解」等により実質的なアップデートがなされてきた。また、IFRSの改正が大きいものについては、現在、新準則本文の追加、修正作業が進行中であり、その一環として、2014年1月から6月にかけて、「長期持分投資（新準則第2号）」、「従業員報酬（新準則第9号）」、「財務諸表の表示（新準則第30号）」、「連結財務諸表（新準則第33号）」、「金融商品の表示（新準則第37号）」、「公正価値測定（新準則第39号）」、「共同支配の取決め（新準則第40号）」、「他の企業への関与の開示（新準則第41号）」の8つの準則が正式に公表された。2015年12月に入って、財政部は「企業会計準則第14号—収入（改訂）」の意見募集稿を公表し、2016年4月30日まで意見公募している。当該会計準則の改訂は、国際会計基準審議会（IASB）が2014年5月に発表した「IFRS第15号—顧客との契約から生ずる収入」に基づくものだが、一部の規定については、中国の実情に合わせて若干の相違がある。また、2016年2月末現在、「中国新企業会計準則—基本準則 改訂」が公開草案として公表されている。

中国財政部が2010年に「中国企業会計基準のロードマップ」において表明しているとおり、中国ではIFRSを直接採用（アドプション）することはせず、新準則にIFRSの内容を取り込み同等性を維持するコンバージェンス（中国語原文では「趨同」）を採用するとしている。中国政府としては、自国の会計基準をIFRSに委ねることを望まず、むしろ、新準則を

世界に容認させようとする動きが強化されているように見られる。その動きの代表的なものとして、従来、香港証券市場では実質的にIFRSと同等の香港会計基準のみが認められてきたが、2010年末以降、中国国内企業については、新準則による開示が認められるように制度改正された点などに現れている。経済大国として成長著しい中国の会計基準がIFRSをどのようにコンバージェンスしていくかについては、世界におけるIFRS統一の動きに大きな影響を与えると考えられており、その動向が注視されている。

中国における日系企業に与える影響

中国における日系企業は中国では非上場企業であるため、従来、新準則の適用は強制されず、多くの日系企業は「旧企業会計準則」および「企業会計制度」（両基準を合わせて、以下、旧準則）を採用してきた。しかしながら、近年、各地財政当局の指導により、非上場企業である大中規模企業に対しても新準則の適用が強制されている地域が増えており、これに伴い日系企業においても新準則を採用している会社が増えている。現在、新準則適用が実施または予定されている地域は、広東省、福建省、湖北省、上海市、青島市、遼寧省、吉林省などである。今後も順次新準則の強制適用の動きが全国範囲に及ぶことが予想される。

さらに、2015年2月16日に財政部より財会2015.3号が発表された。それによると、旧準則適用企業が準拠していた「旧企業会計準則」が全て廃止となっている（旧準則体系中の、「企業会計制度」は残存）。そのため、旧来から旧準則を適用している企業には少なからず影響がでるものと考えられる。当通達は、元々2つの会計準則が運用されている状況を是正するためのものであるため、早晚、「企業会計制度」も廃止になる可能性がある。財政部も新準則の適用を推奨している状況であるため、現在、まだ旧準則を採用している日系企業も新準則の適用が強制されると予想され、その準備を行うことが望ましいと考えられる。尚、新準則の適用が要求されているのは主に大中規模企業であり、小規模企業については簡便な会計処理が採用されている新小企業会計準則の適用も認められている。

新準則と旧準則における重要な相違点として、次の点が上げられる。(1)旧準則では連結財務諸表の作成は強制されていないが、新準則では子会社があれば連結財務諸表の作成が強制される、(2)旧準則では税効果会計は任意適用であったが、新準則では強制される、(3)旧準則では金融商品会計の考え方はなかったが、新準則ではIFRSとほぼ同様の金融商品会計の考え方が採用されている、(4)旧準則では曖昧であった減損会計について、新準則では明確に定められている、(5)旧準則に比べ新準則では財務諸表および注記の記載内容が著しく増加し、実務担当者の負担が増える、などである。

<建議>

<税務>

- ① 税収徴収管理において、納税者の適切な納税活

動を支援する体制を確保し、地域差をなくし、法規の解釈にて混乱が生じないような対応を要望する。

- ②法制度の突発的な改定により、企業収益を圧迫する事態が発生している。法制度の通知にあたっては、周知のための期間を十分に取り、遡及適用を行う施行も取りやめてもらうよう要望する。
- ③多くの優遇税制の撤廃や個人所得税の課税強化等を受け、中国にて事業を運営する上での税務コストが増加している。企業の税負担の軽減につながる措置の導入を要望する。
- ④中国内納税者の救済手続および不服申立制度について、課税再審査請求は対応する税務局の1つ上級の行政レベルの税務局に申し立てることになる。その審査体制は不明確であり、十分に機能しているとは言い難い。国家税務総局への再審査請求や租税裁判所の創設を要望する。
- ⑤二国間相互協議について、国家税務総局と国税庁間の協議開催件数が減っており、調査案件による二重課税が長期に渡って放置されている。国家税務総局担当部門の人的強化を図った上で、相互協議が円滑に機能することを要望する。
- ⑥移転価格調査が強化されており、企業の主張はあまり認められず、課税ありきの姿勢で調査が展開されている。2016年には移転価格税制の実務指針である特別納税調整実施弁法の改正が見込まれているが、移転価格調査現場においては個別企業の機能とリスクおよび業界の個別事情を考慮した上で課税根拠を明確に示していただくことを税務当局に要望する。
- ⑦中国全土での増値税改革がスタートしているが、対象取引範囲の解釈および運用は税務当局によって異なる部分もある。今後、金融業、不動産業、建築業でも増値税の適用が始まることになっており、解釈を統一化した上で運用するよう要望する。
- ⑧増値税還付に係る手続が煩雑である上、入金までの時間がかかるケースがある。還付に係る手続の簡素化や迅速な対応を要望する。
- ⑨日系企業出向者の日本における社会保険の会社負担分に対して個人所得税を課税する動きが本格化している。納税者に対して手続面およびコスト面で過大な負担となるため、非課税とするなど企業負担の軽減につながる措置を要望する。

<会計>

- ⑩現在グローバルベースでIFRS（国際会計基準）への移行が検討されているなかで、連結決算対応の観点より現在の中国における12月決算のみではなく企業の自主的判断で決算期を設定できるといった、中国企業会計制度の柔軟な適用を要望する。
- ⑪新しい企業会計準則への移行措置が各地で異

なっており、今後義務化するにあたっては事前準備期間を考慮した全国一律の対応を要望する。また、当該準則は2012年4月に欧州委員会によりIFRSと同等と認められたがまだ差異があり、一層のコンバージェンスへの取り組みを要望する。

- ⑫新しい企業会計準則では連結財務諸表の作成要件が規定されている。統括機能を有する投資性公司が多い北京地区において今後新しい企業会計準則が強制適用となる場合、体制整備やコスト増など運営上の大きな問題が出てくる。連結財務諸表作成対象会社を上場会社等に限定するなどの見直しを要望する。

第5章 労 務

2014年以来、中国のGDP成長率は鈍化傾向にあり、国内の就業状況が日増しに厳しくなる中で、企業の経営コストは一層増大し、外資企業の人員整理、資本撤退等の動きもみられている。就業確保は、2015年の中国政府が注力する重点問題の一つとされ、労働者の権益保護と、企業発展の維持のバランスを図るべく、各級政府からも一連の労務問題に関する法律法規、政策措置等が打ち出された。これらの中国政府による新たな施策に直面して、企業は労務管理および戦略決定を行うにあたり、より理性的かつ慎重な対応を迫られている。

2015年に公布・施行された 主な政策および行政措置

「中華人民共和国人口および計画出産法」の改正

2016年1月1日より施行された改正後の「中華人民共和国人口および計画出産法」は、すでに30年以上にわたり実施されてきた計画出産政策を調整し、「二人っ子」政策を全面的に展開するとともに、かつて晩産の場合にのみ適用されていた出産休暇褒奨の延長と、その他の法定福利の適用範囲が拡大された。このことから企業内部ですでに子女を出産している女性従業員が再び出産する可能性があり、これに伴って法定出産休暇の延長およびその他の待遇が要求され、ひいては企業の生産経営コストが増大する事態にもつながりうる。企業では適時に従業員のために出産保険を付保しなくてはならないほか、従業員が妊娠期、出産期、授乳期に入る状況が増え、そうした状況により企業の生産経営にもたらされる影響に備え、適切な措置を講じることが必要となる可能性があり、動向を注視している。

中共中央弁公庁、國務院弁公庁が「外国人永住権サービスおよび管理に関する意見」を公布

中共中央弁公庁、國務院弁公庁は2016年2月18日、「外国人永住権サービスおよび管理に関する意見」（以下「本意見」という）を公布し、外国人の永住権に関する制度について、全面的な改革と整備を行い、より積極的に有効な外国人永住権サービスの管理政策を実施する姿勢を強調した。①外国人が永住権を申請できる範囲の拡大（並びに外国の優秀な留学生が中国で就労する上での制限の緩和）、②外国人が永住権を申請する際の審査認可手順の制度化の促進および改善、③外国人の永住資格待遇の明確化および実施の徹底が盛り込まれている。本意見の実施後、中国で就労するより多くの外国人が永住権の申請資格を取得できるようになり、在中日系企業における経営の長期安定化に積極的な意義がある。今後続いて、公安部、人力資源社

会保障部および各地方政府により、新政策がどのように実施されるかを注意している。

國務院の「新情勢下の就業・起業にかかる業務をさらに整備することに関する意見」（国発[2015]23号）および國務院弁公庁の「新情勢下の就業・起業にかかる業務をさらに整備するにあたっての重点任務分擔に関する通知」（国弁函[2015]47号）の公布

國務院は2015年4月27日に「新情勢下の就業・起業にかかる業務をさらに整備することに関する意見」を提起し、これにより、生産経営が困難な企業は従業員との全体協議を通じて、在職養成訓練、交代勤務・交代休暇、フレックスタイト制、賃金協議等の方法により人員削減を回避するか、削減される人員数を減少できるとした。それでも人員削減を実施せざるを得ない企業は従業員配置案を策定し、労働関係や社会保険の移転処理を適切に行い、失業者がなるべく速やかに再就職できるよう促進しなくてはならないとされている。同時に、就業を牽引する作用のある起業を促進するとして、起業には一定の優遇政策が施される。2015年6月18日には、國務院弁公庁より「新情勢下の就業・起業にかかる業務をさらに整備するにあたっての重点任務の分擔に関する通知」が公布され、関連機関が各自の業務をさらに細分化し、早期に具体的措置を制定して国の政策の実施を徹底するよう要求している。

したがって、近く企業が人員整理を行うにあたり、これまで以上に政策を注視していく必要があると考えている。

中国各地でそれぞれ安定雇用手当制度に関する調整措置を公布

人力資源社会保障部等4機関は、2014年11月6日に連名で「失業保険により企業の安定雇用の問題を支援することに関する通知」（人社部発[2014]76号）を公布し、人員削減をなくし、または減らすための安定雇用の有効措置をとる企業に対し、失業保険基金により安定雇用手当を支給することを明らかにしたのと同時に、このような手当の適用範囲が明確に示され、国や所在地の産業構造調整政策や環境保護政策に合致した生産経営活動を行う企業がその対象であるとされた。その後、各地方政府より所属する省市の特性に基づき、各地域に適用する政策通知を發布した。各地で手当支給を実行する条件、範囲および手当の額等がそれぞれ異なるため、企業は所在地の具体的政策を確かめた上で、こうした手当を受けるための申請を行うかどうかを決定することが望ましい。

定年退職年齢の引き上げについて 2017年に方案公布の見込み

人力資源社会保障部が2015年3月10日に発表したところ

によると、段階的な定年退職年齢の引き上げ案が2017年に公布される見通しとなっている。第13次五カ年規画でも、段階的な定年退職年齢の引き上げが提起された。「段階的な」定年退職年齢の引き上げとは、「急がず少しずつ展開し、完成に向けて漸進する」政策を採用することを意味し、毎年数カ月ずつ定年退職年齢を引き上げ、比較的長期間をかけて最終的に設定された定年退職年齢に達するというものである。定年退職年齢の引き上げは、企業および従業員の共同の利益にかかわり、正式な公布の前に広く社会の意見を仰ぎ、一定期間の過渡期が設定されることになるとみている。日系企業としては定年退職年齢引き上げが企業にもたらす影響について十分検討し、同時に意見聴取の機会を逃さず意見を提出することで参考としていただくよう要望する。

社会保険政策の調整についての検討開始

第13次五カ年規画では、より公平で持続可能な社会保障制度の構築についても提起され、社会保険料率の適切な引き下げ、社会保険体系の整備、従業員の基礎養老年金の全国範囲での一本化、社会保険投資ルートの開拓、定年退職する従業員の医療保険加入政策の実施、都市・農村住民の大病保険制度の全面的実施、商業保険会社による医療保険参入奨励、出産保険および基本医療保険の統合実施等が提起されている。第13次五カ年規画の社会保障政策が確実に実現すれば、企業の経営コストが一定程度低減されることにつながる。

最高裁判所が労働報酬の支払遅延の典型的判例を2件公表

最高裁判所は、2015年12月4日、労働報酬の支払いが遅延した2件の典型的な判例を公表し、「刑法改正案(8)」において「労働報酬の支払いを拒否する罪」を新たに設けて、労働報酬の支払いを拒否する行為に対し、各級裁判所により厳しく取り締まる決心を示した。

2016年の展望

「企業の人員削減規定」の公布

人力資源社会保障部は2014年12月30日、「企業の人員削減規定(意見募集稿)」を公表して社会の意見を求めたものの、2015年末までに正式な公布はされなかった。本規定は企業の人員削減行為に対し重要な指導意義を持つもので、2016年内の公布が望まれる。

「労務派遣暫定施行規定」の過渡期満了

2014年3月1日より施行された「労務派遣暫定施行規定」において、派遣労働者数が使用する労働者の総数の10%を超えている企業は2年以内(即ち過渡期)に10%以下にまで低下しなくてはならないとされた。

この過渡期が2016年3月1日を以て期間満了となり、その後は労働行政所管機関により、企業の労務派遣従業員数の縮減状況についての検査が行われる可能性があるため、留意する必要がある。

定年引き上げ、社会保険等に関する政策の早期公布

社会保険制度改革、定年引き上げ等に関する政策について広く社会の各界から意見が聴取されるとともに、社会の公共の利益、企業利益、従業員個人の利益がいずれも考慮され、段階的な定年年齢引き上げや合理的な社会保険料率の実施モデルが設定され、社会保険の全国範囲の一本化、出産保険と医療保険の統合等の政策が徹底して実行されることが望まれる。

外国人入国管理および永住権制度の整備継続

- ・「外国人短期業務遂行のための入国に関する処理手続(試行)」が公布された後、各地の具体的実施状況には差異があり、同一の事由で入国する外国人について、査証の申請要否および手続期限が地域により異なる状況にある。より詳細にわたって規範化された政策の公布および「同一事項への同等の対応」の早期実現が望まれる。
- ・「外国人永住権サービスおよび管理に関する意見」の内容は原則的に過ぎるものであり、具体的な政策実施の観点から欠如している。各関連機関は本意見に基づき早期に関連する政策実施、永住権を申請できる外国人の範囲、手続の簡素化、享受できる資格待遇等について明確に規定した上これを整備して、新政策適用上の利便性を高めることが望まれる。

<建議>

①労働環境

経済成長率が低下している状況において、中国政府より就業環境を安定させ、自主起業を支援する一連の政策法規が打ち出されたことは、歓迎される。しかしながら、中国政府による上述の政策法規が外資企業の投資環境の改善に顕著な作用を及ぼしたわけではない。大いに注目された「企業の人員削減規定」の施行への過程が難航していることは、企業の人員削減に対する中国政府の慎重な見方を反映しているのみならず、現状の労働環境に対する懸念もここに存分に表れている。社会の意見を広く取り入れたうえで早急に本規定およびその実施細則を施行するようにし、従業員の合法的権益の保護と企業の存続維持と発展のバランスポイントが模索されることを要望する。

②社会保障関連

- ・昨年の白書の中で、中国での社会保険加入を日本人が自ら選択できるようにし、日中社会保障協定の交渉スピードを加速させ、日中社会保障協定の交渉期間内は社会保険料納付を免除する過渡期的措置を設定し、外国人の社会保険適用における地域差異を排除することなど合理的な要望を提出した。昨年になり日中社会保障協定の交渉が再開されたものの、制度面では未だ改善がなされていない。外国人が中国において社会保険待遇を享受する確率と可能性につい

て、関連機関において十分考慮されたいと、上述の問題を検討し、相応の解決策が可及的速やかに打ち出されることを要望する。

- ・実務においては、日系企業は通常法律を遵守し、従業員のために社会保険料および住宅積立金を納付しているが、中国資本企業においては未納付或いは過少納付となっている例が散見される。企業の社会保険料、住宅積立金の納付に関する制度が厳格に執行され、国内・国外資本の企業間における公平公正が図られるよう要望する。
- ・同一の日系企業が、中国の異なる地域に子会社を設立することはよくある一方で、社会保険料、住宅積立金の地域を跨ぐ移動や統一管理には障壁が存在している。社会保険料の地域を跨ぐ統一、住宅積立金の地域を跨ぐ使用等に関する制度が整備され、グループ企業内で中国各地間での企業人材の移動が容易になることを要望する。

③法律の運用

- ・昨年提起した、農民工の都市定住を推進するための実施政策各項（戸籍、失業保険等）に関する建議に関し、国務院が2015年11月26日に公布した、「居住証暫定施行条例」は歓迎されるものである。引き続き、政府より各項の農民工の都市定住にかかる政策の実行徹底に関する実施細則が公布されることで、農民工の都市定住や都市住民の相互流動に便宜が図られることを要望する。
- ・現在中国では多くの法律法規の理解および適用において不明確な点があり、労働争議の解決機関が問題を処理するにあたり、従業員に有利となる解釈が取られがちとなっている。例えば、「労働契約法」第40条1項3号に規定する状況について明確な関連法律法規がないために、同一の事由に対し同号を適用するか否かについて、異なる労働争議解決機関で正反対の処理意見が出されることにもなりかねない。同号に例示された状況の具体的な適用範囲について明確になるような解釈が示されることを要望する。さらに、紛争解決の場では事実を根拠とし、企業と従業員それぞれの立場の利益を総合的に考慮したうえで、適法かつ妥当な裁判がなされるよう要望する。
- ・各所管機関にて、適用に争いのある法律法規に関して適時に整理を行い、新法と矛盾する既存の法律を速やかに廃止もしくは改正するか、又は新・旧法律の適用関係について明確な解釈を示していただきたい。
- ・各地政府機関の施行地点の規則が法令の内容に別途規定を与える形になるために、各法律法規の間の適用の問題が、企業管理にとっての難点となっている。例えば、従業員が疾病罹患および労働災害によらない怪我のために取得した医療期間の満了後、企業は必ず労働能力鑑定を受け

させなければ労働契約を解除できないかどうかについて、各地の政府機関の裁量が大きくなっている。各法律法規間の統一性を考慮したうえで、現行の有効な法律法規を整理し、企業が無理なく、適切に関連の法律法規を遵守し、実施することができるようになることを要望する。

④出入国関連

- ・昨年の白書において、「外国人短期業務遂行のための入国に関する処理手続（試行）」の規定では、外国人の査証手続の状況について明確にされておらず、各地の所管機関での適用に相違が存在し、居留許可申請、延長等の手続に必要以上に時間がかかり、提出書類が煩雑であるなどの問題が存在することを提起したが、今年になってもこれらの問題は改善されていないため、日系企業は困っている。短期業務の適用範囲の明確化、日本人の15日以内の滞在に係るビザ免除を要望する。
- ・外国人が就業証の手続を行うにあたり、居住地と就業地が一致していることが要求される。しかし、当該規定は外国人の中国における出張や移動等にとり非常に不便であり、国が早急に関連政策を出し、こうした要求に応えるべく改善、緩和が行われるよう要望する。
- ・高齢化の進展に対応して、60歳以上の技術人員にも査証を取得できるように制限が緩和され、ベテラン技術人員が中国で引き続き就業することが可能となることを要望する。

⑤労務派遣

- ・早急に「労務派遣暫定施行規定」に関する実施細則が公布され、かつ労務派遣において、派遣従業員数が総従業員数の10%を超えてはならないとの制限を廃止するか、又は過渡期措置の適用期間延長が検討されることを要望する。従業員比率の制限について、業界ごとの必要性に応じてそれぞれ上限を設ける方法を採用することを要望する。昨年の白書においてもこの建議を提起したが、未だに改善されていないため、日系企業は困っている。
- ・外国企業が中国に設立する代表機構について、企業のコスト軽減のため、人材派遣会社等の仲介機構を介さずに従業員を雇用することが認められるよう要望する。

⑥工会

- ・工会の上部組織への上納比率が低減されるよう要望する。同時に、各工会上部組織には、運営実態を明らかにし、工会費用の用途を公開して透明性を保証することを要望する。
- ・労働争議、ストライキその他の集団事件が発生した場合、各工会上部組織が適切に介入し、企業に一定のサポートを提供いただけるよう要望する。

第6章 知的財産権

現状の概要

中国における專利（特許、実用新案および意匠）の出願件数は、2015年も世界一であり、いずれも前年よりも増加した。2014年と比較して、特許は約19%増加して約110万件、昨年は減少した実用新案および意匠も、それぞれ約30%および約0.8%増加して、約113万件および約57万件となった。また、商標の出願件数は世界一として増加を続けており、2015年は約266万件の出願がなされた（前年比約16%増）。このような状況の中、日本企業による專利・商標出願は、横ばいまたは減少傾向にあるが、依然として中国は事業展開先として有望視されていることから、出願件数としては外国企業の中で第一位（專利）または第二位（商標）となっている。

また、專利・商標の出願件数増大も関係して、知的財産権関連の民事訴訟の提訴件数は多く、2014年の第一審の受理件数は、專利で9,648件、商標で2万1,362件を超え、訴訟大国となっている。日系企業が被告となる事案は必ずしも多くないとみられるが、今後も知的財産関連訴訟の増加が見込まれるところ、日系企業が関係する場合も増えてくることが予想される。中国政府も知的財産権の司法保護に力を入れており、2014年11月から12月にかけて、北京市、上海市および広州市に、これらの地域を管轄して特許等の第一審訴訟を中心として専門に扱う知的財産裁判所が設立された（ただし、広州知的財産裁判所における管轄は、深圳市を除く広東省全省）。

さらに、中国においては知的財産権の活用による運用効果の向上も図られており、2013年、中国における技術契約の成約額は、約7,500億元（日本円で約15兆円）とされている。ただし、そのうち專利権譲渡およびライセンスの割合は約3%である。

このように、知的財産の保護・活用が進んできているが、中国は依然として模倣大国でもある。これに対応するため、国務院は、副総理を組長とする「全国打撃侵犯知識産権和制售假冒偽劣商品工作領導小組」を設置し、関係30部署が連携して模倣品摘発を実施して大きな成果が得られていることは高く評価することできる。その一方で、巧妙化・分業化する模倣品、インターネット上で販売される模倣品といった困難な課題が顕在化しており、権利者の費用面・人的面での負担が大きい状況も当面変わらないものと思われる。

その他、知的財産権法の制度整備についての取り組みも盛んに行われている。2014年5月に改正商標法が施行され、侵害行為に対する法定賠償額を「50万元以下」から「300万元以下」と6倍に引き上げたり、故意侵害に対する

懲罰賠償規定を導入したりする等、民事救済の強化がなされている点で歓迎すべきものである。また、2014年から2015年4月までにかけても、專利法、職務発明条例、知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定等の改正・制定に向けた公開意見募集が行われた。これらに対しては、中国日本商会としての意見を個々に提出しているところである。

以上のとおり、中国の知的財産を巡る状況がダイナミックに変化している中、諸外国の知的財産制度・運用とさらに調和し、企業間で公平・公正に競争できる環境の構築が、日本企業および中国企業のいずれにとっても好ましいと考えられる。しかしながら、こうした観点からは、中国の知的財産制度・運用について以下の課題がある。

現状と課題

研究開発成果・ブランド保護の現状と課題

出願手続

特許請求の範囲および明細書の記載要件並びに補正制限

特許請求の範囲および明細書の記載要件は、諸外国に比べて厳しい審査基準により運用されており、その補正および訂正についても同様である。特許請求の範囲および明細書の記載についての過度に厳しい基準の要求や、その補正および訂正についての過度な制限は、発明の適切な保護に欠けることになる。

出願言語

国家知識産権局（SIPO）への專利出願は中国語での出願しか認められておらず、外国語で記載された発明は中国語に翻訳して出願することが必要となる。しかしながら、翻訳に際して誤訳が生じることがあり、誤訳を原因として権利取得や権利行使ができない事例も存在する。日本を含む諸外国においては、外国語、特に英語での出願が広く認められており、さらに誤訳訂正も認められていることから、権利の安定性の面から好ましい制度となっている。

権利化プロセス

特許審査

特許の審査は、出願件数の増加にもかかわらず審査期間の短縮化・迅速化および審査の質向上・適格化が図られており、特許の適正な保護の観点から好ましい傾向であると評価している。また、現在試行延長中である日中特許審査ハイウェイ（日中PPH）については、審査の迅速化のみならず出願人の負担軽減に大いに役立つものであり、試行およびその延長や申請必要書類の簡素化等の当局の取り組み

に感謝している。一方、審査促進を図る制度として優先審査制度が設けられているところ、中国が初出願で外国出願予定の発明等に対象が限定されており、この制度を十分に利用できないという問題がある。また、日中PPHについては、日本に申請する場合と異なり、出願公開等が条件となっていることから、利便性に問題がある。

秘密保持審査制度

中国で完成した発明を外国に出願する場合、SIPOによる秘密保持審査を受ける必要があるところ、そのために必要な説明文書は実質的に中国語による出願明細書と同等であり、海外市場を見据えた技術開発を中国で行った場合であっても、費用・労力の大きな負担が求められることになる。

実用新案・意匠審査

真のイノベーション活性化を図るためには、専利権の量のみならず質を向上することも不可欠となる。しかしながら、現在の実用新案および意匠は初步審査のみで登録を行い、十分な実体審査が行われないため、進歩性および創作性がなくイノベーション活性化に何ら貢献しない粗悪権利の発生を抑制できない。SIPOは、初步審査における新規性審査を強化するための審査基準改正を2013年9月に行ったが、その実効性は不透明であり、かかる保護価値の無い粗悪権利まで奨励され濫用されれば、高度イノベーション意欲の減衰や成長加速の阻害が懸念される。

専利権・商標権の冒認出願

他人の発明創造や外国商標を第三者が不正に出願する冒認出願について、専利法や商標法には直接の排除規定がなく、第三者に冒認出願をされた真の発明創造者、商標所有者に大きな訴訟の負担を強いることとなる。これは冒認出願を有効に抑制する上で問題である。

商標審査

改正後の中国商標法においても、外国で著名な商標について、中国内での著名（馳名）性を立証できなければ他者の悪意のある出願を排除できない。これら悪意ある出願による商標は市場を混乱させるとともに著名（馳名）な商標権者の利益や中国での活動を不当に阻害し、ひいては消費者利益も害する。これら悪意の商標を排除するには、馳名度を証明するため膨大な証拠資料の提出が必要である。また、証拠資料によっては審査されずに却下される場合があり、かつその審査に長期な審査期間を要しており、出願人のみならず当局にとっても相当な負担である。

商標審査における情報提供

特許審査の場合と異なり、商標審査においては、第三者による証拠資料の提出機会となる情報提供制度を有しておらず、安定性が十分でない権利が付与される懸念がある。

意匠制度

意匠的な創作は立体物や平面物の全体や部分についてなされるものであり、通常は創作された意匠のうちの一部から製品化がなされるものである。また、寿命の長い製品の意匠は、それ自体がブランド化して企業イメージを形成する要素となり、次世代製品に承継される場合がある。専利審査基準が改正され、2014年5月から画面意匠（グラフィカ

ル・ユーザー・インターフェース）の保護が導入されたが、意匠の保護の対象や態様について、さらに柔軟に認めてこそ、適切な意匠創作の保護が図れるものである。

職務発明条例草案

2015年4月、中国国务院法制弁公室により職務発明条例草案に関する公開意見募集が行われた。職務発明規定は、従前から専利法および同法实施条例において、専利については規定されているが、この職務発明条例草案は、専利以外の技術秘密、植物新品種権、集積回路配置権等の他の権利についても職務発明の取り扱いを規定するものである。

知的財産に関する競争環境の現状と課題

さまざまな模倣行為

再犯行為

日系企業は模倣業者に対する摘発に積極的に取り組んでいるが、模倣業者は処罰を回避するために模倣行為を巧妙化・複雑化している。また、行政による模倣品摘発がなされても、侵害行為に比して行政による制裁が十分なされておらず、刑事訴追基準の運用が地方によって不統一なこともあり、行政摘発後の刑事移送が困難となっている。さらに、同一者が会社名を変えて模倣行為を行った場合を再犯とする等の再犯行為類型の統一がなされていないこと、各地方当局間の連携体制が整備されていないこと等により、模倣行為を意図的に繰り返す再犯者が後を絶たない。

不法経営額の算定

模倣品の摘発については、行政機関、特に工商行政管理局、質量技術監督局の実施によるところが大きく、公安機関による摘発はこれらの摘発に比して非常に少ないのが現実であり、その大きな根拠の一つとして、不法経営額の算定が非常に低いため、再犯行為につながっているものと考えられる。さらに、真正製品の一部を模倣品に取り換えて再包装したものは、全体として模倣品となっているにもかかわらず、不法経営額の算定や押収における侵害認定に際して、一部取り換えた模倣品に対して行われている。そのため、不法経営額算定が不十分であり、さらに、摘発されても一部模倣品だけ押収されて製品は返還されるため、その後の再犯を助長させることにもなる。

模倣巧妙化

模倣品を分業で組み立てたり、地域を跨いで生産したり、部品単位で輸出し輸出先で模倣品組立を実施したり、商標表示を切り替え可能としたりする等、模倣業者が摘発を免れるため、模倣手法の巧妙化が進んでいる。これは行政機関が模倣業者間の共同行為を権利侵害として認定する関連法規が明確でないことが一因であり、摘発実務においても、模倣行為が行政機関の勤務時間外である夜間や休日を狙って行われ、また巧妙化により個々の模倣業者の権利侵害度合いの程度が軽くなり、首謀者の特定を困難にしている。

違法看板

模倣品の販売店舗には、権利者の商標を許可なく無断で掲示した看板が立てられ、消費者に誤認・混同を与えているケースがある。放置した場合、正規販売店と競合し、当該販売店からのクレームや、当該販売店舗が粗悪な模倣品を取り扱っていた場合には、自社ブランドへのダメージが大きい。さらに、摘発を受けても、看板を布等により覆うだけでその場は回避して、その後で元に戻したり、文字の一部だけ削除したりして、確実な摘発の執行がなされないこともある。また、違法看板の認定やその執行手段に明確な基準が公示されていないことから、地域ごとに執行機関の対応が異なる事例が散見される。

インターネットを介した模倣品販売

知的財産保護プログラムの整備

インターネットを悪用した模倣品販売について、ネットビジネス量の増加により模倣品業者が急増し、1つのサイトで数千にのぼる出品のうち約半数は模倣品ともいわれている。各インターネットサービスプロバイダ（ISP）は、知的財産保護プログラムの整備や統一化、権利者との積極的な情報交換等の自主的な取り組みを行っているが、模倣品の多さに対応が追いつかない現実がある。また、ネット上の取引においては相手方の顔が見えないため、名称を変えれば容易に再犯がなされ、現実取引よりも模倣品業者の特定が困難である。さらに、インターネットは海外からもアクセス容易で海外への模倣品流出が広がる可能性が高い。さらに、インターネット（オンライン）における模倣品業者の情報により、実際の市場、流通経路および製造現場（オフライン）での摘発につなげていく必要がある。

外国企業名の使用

インターネット上で、外国企業名と代理店または専用修理センター等の名称を勝手に使ったウェブサイトが増えており、外国企業と正式に契約した企業であると消費者に誤認させる悪質な不正競争行為である。

形態模倣行為

模倣行為の巧妙化の一つとして、商標は付されていないが、製品の外観が一致したものが流通している。これら形態模倣製品は他者のデザイン（特に外国製品）にただ乗るものであって、放置すれば公正競争に反し、また、製作者の創作意欲が阻害されることになる。

知的財産に関する紛争処理の現状と課題

実用新案権の行使

実用新案の出願・登録は近年急速に増加してきたが、実用新案は実体審査を経ないで登録されるため、無効理由を有する権利の発生を防ぐことが困難である。このような無効理由を有する権利は保護価値がないばかりでなく、権利行使がなされた場合は、行使を受けた第三者に多大な損害や負担を強いることとなり、さらに権利の濫用がなされた場合は産業の発達も阻害される。

先使用権制度の運用

企業活動においては、営業秘密として保護するため、または専利化には及ばないとして、研究開発成果の専利出願を行わない場合がある。しかしながら、情報漏洩等により後発的に第三者が同じ内容を専利出願し権利化される場合があり、このような場合に公平性の観点から認められるのが先使用権である。しかしながら、中国の先使用権は、発明ではなく実施製品についてのみ、使用を証明できた時点の製造能力の範囲内でのみ認められるにすぎない。同じ発明を利用した改良製品やその後拡大した製造範囲は先使用権が認められず、公平性の観点から先使用者の保護に欠ける場合がある。

判決の執行

訴訟により、知的財産権侵害が認められた判決を得られても、その履行が十分にはなされない執行難問題がある。強制執行制度はあるが、被執行人が執行通知を拒絶した場合や、財産を隠匿するおそれがある場合等に限られている。また、最高人民法院は、2013年7月に「信用喪失被執行人の名簿情報の公表に関する最高人民法院の若干規定」を公布し、判決不履行者の社会的制裁を行うとしたが、その実効性は不透明である。

情報公開

専利復審委員会および商標評審委員会による審決や、人民法院による判決の全件は公開されていない。最高人民法院は、2013年11月に「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」を公布し、裁判文書の公開を進めるとしているが、その実効性は不透明であり、予見可能性を高め公平性を担保するためにも、より積極的な公開がなされることが必要である。

技術ライセンス関連制度

中国技術輸出入管理条例は、外国から技術を導入するライセンス契約において、中国ライセンシーが第三者の特許権等を侵害した場合、外国ライセンサーが特許保証責任を負うとしている。さらに、中国ライセンシーによる改良技術は、中国ライセンシーの帰属となるとされており、これらは、外国企業が中国企業に技術をライセンスする場合の障害となり、中国政府が目指す技術取引の進展に影響を及ぼすものである。

知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止規定

2015年4月に工商行政管理総局より「知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」が公布され、同年8月に施行された。その後、同年12月末に国家発展改革委員会より「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン（意見募集項）」に対する意見募集、さらに2016年2月に工商行政管理総局より「知財濫用に関する独占禁止法執行指南（国家工商総局第七稿）」に対する意見募集がなされた。これらは、いずれも正当な知的財産権行使行為と、競争の排除・制限につながる権利濫用行為との境界を明確にしようとするものであるが、各ルール間の相互関係が不明である等の懸念が多く聞かれている。上記「独占禁止法執行指南（国家

工商総局第七稿)」には、独占禁止法を所管する商務部、工商行政管理総局および国家発展改革委員会に加えて国家知識産権局の4部局によるガイドラインが作成されていると記載されており、今後の動向を注視している。

＜建議＞

1. 研究開発成果・ブランドの適切な保護の促進

(1) 出願手続の合理化・多様化

① 特許請求の範囲や明細書の記載要件および補正制限の緩和

サポート要件等の特許請求の範囲や明細書の記載要件を諸外国のレベルに緩和していただくとともに、特許請求の範囲については、減縮を目的としたものであれば、明細書および図面に記載の範囲内での柔軟な補正や訂正を認めていただくよう要望する。

② 外国語出願の容認

英語や日本語など外国語での出願を認めていただくとともに、外国語出願について翻訳文の誤訳訂正を認めていただくよう要望する。

(2) 権利化プロセスの合理化・適正化

① 特許審査の迅速化・的確化

優先審査制度の対象を「中国に初出願し外国出願予定のもの」以外の出願まで拡大していただくよう要望する。また、日中特許審査ハイウェイ（日中PPH）については、速やかな正式合意を行うとともに、出願公開前の受理等の条件緩和をしていただくよう要望する。

② 秘密保持審査制度の改善

中国における技術開発がさらに活発になる中で、競争力を上げるためにも、中国で生まれた発明を外国に出願する場合に必要な秘密保持審査を行うことなく外国出願できる制度としていただくよう要望する。

③ 実用新案・意匠における審査主義の導入

実用新案と意匠について、審査主義（実体審査制度）を導入していただくよう要望する。

④ 専利権・商標権の冒認出願への対策

不正に発明創造・商標の内容を取得した者による専利権・商標権の冒認出願に対抗するため、拒絶理由や無効理由に冒認出願を加えていただくよう要望する。

⑤ 適切な商標審査

他者の悪意による出願を排除するため、外国における馳名（著名）性、商標標識の顕著性、地域ブランドを考慮した審査を行うとともに、類否判断において異なる商品役務区分の馳名商標を含めた判断を行っていただくよう要望する。さら

に、馳名商標の認定審査においては、出願人が中国国内でのホームページ閲覧数やインターネット販売数、中国業界団体との交流実績等、通常とは異なる資料を提出した場合であっても、審査の対象としていただくよう要望する。

⑥ 商標審査における情報提供制度の導入

権利の安定性を高めることは、権利者自身にとっても有益であることから、商標法等において、第三者による情報提供制度を導入していただくよう要望する。

(3) 意匠制度の見直し

意匠出願について、上述の実体審査を導入いただくとともに、実体審査を前提として部分意匠および秘密意匠制度を導入いただくよう要望する。また、自己開示による新規性喪失の例外適用も導入いただくよう要望する。さらに、意匠権については、ロングライフ製品保護のため、保護期間を10年から20年に延長していただくよう要望する。

(4) 職務発明条例草案の見直し

職務発明制度は、そもそも専利法および同法実施細則において包括的に規定されており、専利法のような上位規定がない植物新品種権や集積回路配置権等の他の権利まで適用範囲を広げることが、法体系上の混乱を招くことから、本条例を制定する必要はない。

2. 知的財産にかかわる公正な競争環境の実現

(1) 模倣行為抑制に向けた諸施策

① 再犯防止

再犯に該当する行為の統一化を図り、中央および地方を含む工商管理総局、質量技術監督局、知識産権局、海関、公安機関による摘発の処罰情報の共有化を要望する。また、再犯を抑止するために、行政機関と公安機関との間で刑事移送の一層の円滑化をお願いするとともに、海関が所有する情報を権利者に提供する等、権利者との連携も一層密にさせていただくよう要望する。さらに、再犯行為に対する厳罰化の法運用を適切に進めていただくとともに、これらの取り組みを全国規模で行っていただくよう要望する。

② 違法経営額の統一的で適正な算定

摘発された模倣行為の処罰が適切に行われるためには、違法経営額の算出額が重要であり、当該算出手続を明確にし、統一的かつ適正な運用を図っていただくよう要望する。

③ 模倣巧妙化への対処

行政機関に分業の繋がりを捜査する権限を付与することや、意匠権の間接侵害を適用する等の法整備を進めていただくよう要望する。また、商標が付されていない商品と商標ラベルとが見つ

かった場合、商標ラベルが商品に付されることを客観的に判断し、商品の押収もできるようにしていただくよう要望する。

④違法看板への対応

消費者保護の観点からも、速やかに違法看板を撤去いただくとともに、再犯防止のために、処罰を盛り込んだ法的対策を講じていただくよう要望する。

(2)インターネットを介した模倣品販売の対応

①知的財産保護プログラムの整備強化

インターネットサービスプロバイダ（ISP）による知的財産保護プログラムの整備をさらに強化し、迅速な模倣品販売サイトの削除要請や再犯抑制がなされるよう要望する。さらに、中国のISPに対して国外のISPと連携し同様に対策を講じるよう働きかけていただくよう要望する。

②外国企業名使用の取り締まり

インターネット上で、外国企業名と代理店または専用修理センター等の名称を勝手に使い、外国企業と正式に契約した企業であると誤認させるウェブサイトの取り締まりを強化していただくよう要望する。

(3)形態模倣の禁止

反不正競争法等により、形態模倣行為を禁止していただくよう要望する。

3. 知的財産に係る紛争処理の公平化・合理化

(1)実用新案権行使時の注意義務化

実用新案制度については、上記のとおり審査主義の導入を建議するが、直ちに導入することが難しい場合、実用新案権行使時の評価報告書提出の義務付けする等、権利行使に一定の法的制限を課していただくよう要望する。

(2)先使用権制度運用の適切化

先使用権の範囲（先使用権として実施が許容される対象範囲、実施範囲）を拡大していただくよう要望する。すなわち、発明としての同一性や事業目的の同一性を失わない範囲内での実施形式・実施態様の変更を認めていただくよう要望する。

(3)判決の執行強化

強制執行権の拡大、強制執行不可能時の社会的制裁の強化等により、判決による確定事項を確実に執行する仕組みを作っていただくよう要望する。

(4)情報公開の促進

国家知識産権局・商標審査委員会の審決および人民法院の判決の公開を促進していただくよう

要望する。また、営業秘密情報を除き、誰でも審査資料、裁判資料の閲覧を可能とする制度を設けていただくよう要望する。

(5)技術ライセンス関連制度の是正

技術輸出入管理条例におけるライセンサーの過大な義務を是正していただくよう要望する。

(6)知財濫用による競争排除・制限行為の禁止規定の明確化

「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン」案につき、知財濫用となる基準を明確にし、知財の正当な行使が安易に知財濫用と判断されることがないように要望する。

第7章 省エネ・環境

2015年4月に水質汚染防治行動計画が発表され、2016年1月1日から改正大気汚染防止法が施行されるなど、深刻な環境問題に対してさまざまな政策が打ち出されている。今後も引き続き法整備が進むと考えられ、法の実効性を高めるため、情報公開の徹底、監視体制の強化や取り締まりなどの面での厳格かつ公平な執行が求められる。

また、第13次5カ年規画にも省エネ・環境分野への発展が盛り込まれている。環境対策において、豊富な経験、技術、ノウハウを有する日本企業が貢献できる領域は広範に存在することから、環境関連プロジェクトに日本企業による関与が拡大できるよう期待する。

環境汚染問題の現状

依然深刻な大気汚染の状況

環境保護部によって発表された2015年の重点74都市の空気質量状況報告によると、大気環境基準達成日数の年間に占める割合の全国各都市平均は2014年の66.0%から71.2%に増加。京津冀地域では52.4%（2014年は42.8%）。大気汚染の主要原因物質とされる微小粒子状物質（PM2.5）の全国平均濃度は $55\mu\text{g}/\text{m}^3$ と前年に比べて14.1%減少はしているものの、日本の年平均環境基準（ $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）の3倍以上である。北京市では2015年11月30日から12月1日にかけてPM2.5の濃度が一時 $900\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、また2015年12月8日～10日および12月19日～22日に中国全土でも初となる大気汚染に係る「赤色警報」が2度にわたり発令され、工場操業の停止、車両ナンバー走行規制、学校の休校等の措置が取られた。依然、健康に影響を及ぼし得る深刻な状況が続いている。

改正環境保護法の施行による取り締まり

2015年1月1日に環境保護法が改正、施行された。これは深刻化する環境問題に対応すべく、1989年の旧法施行から25年ぶりに改正され、これまでで最も厳格な環境保護法となった。改正環境保護法では、環境違法処罰が強化され、また、汚染物質の排出総量管理規制や許可管理制度の導入がされている。こうした改正環境保護法などに基づく行政処分の件数は、2015年通年で9万7,000件に上り、罰金総額は前年比34%増の42億5,000万元に達した。また、環境対策として177万社を検査し、このうち19万1,000社で環境関連の各種違法行為を発見し、うち2万社に閉鎖命令を出し、3万4,000社を生産停止にしている。

これら取り締まりの結果、昨年、全国の74都市で行われた観測では上述の通りPM2.5の数値は減少しており、中国

の環境保護相は、深刻な大気汚染は「改善の傾向が明らかになってきた」と成果を強調した上で、今後も環境保護を強化する姿勢を示した。

また、中国政府は汚染物質の排出量に応じて企業に課税する「環境保護税法」を制定し、企業の汚染物質排出削減を促進していく予定である。2015年6月にパブリックコメントを募集しており、2016年の立法計画に組み込まれている。具体的な内容、運用方法については今後公表されるものと認識するが、新たな制度導入にあたっては、事前に情報周知が徹底されることを要望する。

環境関連制度の状況と政策動向

水質汚染防治行動計画の公表

2015年4月16日に中国国務院は「水質汚染防治行動計画」（水十条）を発表、全10条35項目から成っており、これまでの水質汚染対策と比べ、水源地から蛇口に至るまでのプロセス全体を管理するという特徴がある。全体の数値指標として、長江および黄河など7大河川の流域で、水質5段階評価のうちⅢ類以上に属する水域の割合を2020年までに70%以上、2030年までに75%以上へ引き上げることとした。また、地区級以上の都市部の飲用水源では同比率を2020年に93%以上、2030年に95%前後まで高めるとし、中長期の具体的な目標を示している。

水質改善のため、①汚染物質の排出抑制、②経済構造調整の推進、③水資源の節約と保護、④科学技術の利用や普及の強化、⑤市場メカニズムの発揮、⑥法の執行と監督管理の厳格化、⑦水環境管理の厳格化、⑧水生生態環境安全を全力で保障、⑨関連管理部署の徹底的な責任執行、⑩大衆の参加と社会による監督の強化、の項目を打ち出している。その中には、企業や地方政府への違法に対する取り締まりを厳しくし、汚染物質の排出量が基準を超えた企業には生産停止と改善を求め、改善が見られなければ強制的に閉鎖させるとし、これら問題企業のリストを2016年より定期的に公表するとする項目も含まれている。

「土壌汚染防治行動計画」（土十条）については、近日国務院への審議上程が予定されている。大気十条、水十条と共に、この三大行動計画が今後全国の大気、水、土壌領域の汚染防止にかかる行動指南となるため、新たな制度導入にあたっては、事前に情報周知が徹底されることを要望する。

「大気汚染防止法」の改正

2016年1月1日より大気汚染防止法が改正、施行された。改正大気汚染防止法は、2000年に改正されて以来、15年ぶりの改正となり、1995年、2000年の改正に次ぐ3回目の

改正となる。改正大気汚染防止法は、全8章、合計129条で構成されており、現行法の全7章、合計66条から内容が増加している。

改正大気汚染防止法の特徴として、第一に罰則の強化が挙げられる。2015年1月1日より施行された改正版環境保護法を踏まえ、罰則規定が30条と、現行の20条と比べても詳細な内容となっており、処罰金額も大きく引き上げている。具体的には、現行法は大気汚染事故をもたらした企業に対する罰金額につき「最高50万元を超えない」という金額の上限を設けていたが、改正大気汚染防止法では上限規制は設けず（第122条第2項）、また、企業等が大気汚染防止法に違反した行為につき罰金処分を受け、是正を命じられても是正を行わない場合、是正を命じた日の翌日より是正する日まで罰金が日計算で継続して科せられる（第123条）とした。また、大気汚染の事故をもたらした企業の直接主管者およびその他責任者に対しても、前年度に汚染企業から得た収入のうち最高50%の罰金を科すことができるとし（第122条第1項）、企業責任者への罰則も規定されている。

第二に、改正法では、脱硝・揮発性有機化合物（VOC）対策・水銀除去・残留性有機汚染物質（POPs）・有毒有害大気汚染対策が導入された。第4章「大気汚染防止措置」において汚染源ごとに「石炭燃焼およびその他エネルギー」、「工業」、「自動車、船舶等」、「砂埃」、「農業およびその他」による汚染防止に分けており、現行法に比べより詳細に規定されている。工業汚染対策の節では、現行法の脱硫措置導入に加えて、脱硝・VOC対策を盛り込み、特にVOC対策では、VOC含有原材料・製品の生産・輸入・販売・使用時の含有量規制順守、VOC廃ガスを排出する生産・サービス活動の密閉空間化や排出削減措置等を打ち出している。

企業に対する監督管理および処罰措置は強化され、企業の違法リスクとコストを増大させることになるため、法の実効性が高められるよう、情報公開の徹底、監視や取り締まりなど執行面において厳格かつ公平な対応を要望する。

第13次5カ年計画の概要

第13次5カ年計画は、2016年3月16日に中国全国人民代表大会で承認された。第13次5カ年計画期の主要目標・任務と重要措置として、今後5年で、単位GDP当たりの水使用量、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量をそれぞれ23%、15%、18%削減し、エネルギー・資源の開発利用の効率を大幅に高めるといった具体的数値目標を打ち出し、「美しい中国」づくりを目指すとしている。また、2016年の重点活動としては、人々の健康と持続可能な発展に大きくかわる汚染対策・環境保護を強力に推し進め、主にスモッグ対策と水質汚濁対策を一層強化するとしている。化学的酸素要求量（COD）とアンモニア性窒素排出量をそれぞれ2%、二酸化硫黄と窒素酸化物（NOx）の排出量をそれぞれ3%減らし、重点地区のPM2.5の濃度を引き続き低下させることを目標としており、国民も含めた社会全体がクリーンで効率的なエネルギーを使用するよう強化し、政府は企業の省エネ・超低排出目的の技術改良を推し進める施策を実施する。また、政府は新たに改正された環境保護法を厳しく執行し、汚染物質を超過排出もしくは不法排出している者を

厳しく取り締まる内容となっている。このような環境分野での規制の厳格化に伴い、環境ビジネスの規模はさらに拡大することが見込まれ、環境分野において豊富な経験、技術・ノウハウを有する日本企業が貢献できる領域は広範に存在することから、日本企業の技術が公平に扱われ、ビジネス進出の門戸が均等に開かれることを要望する。

電子情報製品汚染制御管理弁法（中国版RoHS）

中国版RoHSである「電子情報製品汚染制御管理弁法」は、大量に販売される電子情報製品に関して、有害物質の含有量を削除し、環境汚染を低減することを目的に2007年に施行されたものである。

同管理弁法は、当初は第1ステップ（有害物質低減設計・生産の導入と有害物質使用保護期限の表示等）、第2ステップ（重点管理製品の強制認証等）と、段階的に施行される予定であったが、その後の法改正準備が整わず、結果として2016年3月時点においても、第1ステップだけが実施されている。

同管理弁法は2016年1月21日に公布された「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」によって改正されることになっており、この改正管理弁法は2016年7月1日に施行されることとなっている。この改正により、対象製品は従来の電子情報製品に加え、白物家電製品、照明機器、電動工具等の広範囲な電器電子製品に拡大されることとなるが、対象品目、あるいは対象から除外される品目が何か、といった具体的な内容について明確になっていない。また、有害物質の含有制限（第2ステップ）の制度が強制認証から合格評定制度に変更されているものの、合格評定制度の詳細は不明であり、対象品目も含め、今後示される制度の詳細を確認する必要がある。

廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）

中国版WEEEである「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」は、廃家電のリサイクルの促進を目的として2009年に公布され、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5品目を対象に2011年1月1日から施行されたものである。このリサイクル制度は、対象製品の生産者および輸入業者がリサイクル基金を納付し、当該基金からリサイクル事業者に補助金が支給されることにより、廃家電のリサイクルを推進する仕組みである。

対象製品は、当初の5品目に加え、2015年2月に、温水器、レンジフード、携帯電話、複写機、プリンター、モニター等が追加されて14品目となり、追加品目については2016年3月から実施されることとなっていたが、2016年3月時点では、対象品目の詳細、基金・補助金の額等が決まっておらず、基金への徴収等は開始されていない。

リサイクル工場に対する補助金については、リサイクル事業者が補助金申請後、交付に約1年の期間を擁するなど、制度の仕組み自体に改善を要する事項が残っている。

＜建議＞

①大都市圏および周辺地域の大气汚染は、PM2.5については若干改善はされたものの、依然として深刻な状況が続いており、健康的な事業活動が行えない重度の汚染が多くみられる。また、水質汚染、土壌汚染などの環境問題も早急な対策が求められている。PM2.5の成分分析を含む汚染データの測定・公表による情報開示を進めて、国民の環境意識の向上に努めるとともに、環境規制および執行体制の強化、執行の透明性向上など抜本的な対策を要望する。また、日系企業としても環境汚染の改善に役立つことを望んでおり、技術・設備の導入普及等、関係のプロジェクトにさらに参与させていただくよう要望する。

他方、地域の汚染濃度が一時的に高まった場合の操業停止等の措置について、任意の工場に突発的に指示することは避け、事業者選定の客観的基準の公表、事前通知の徹底等、公平かつ合理的なルールを構築することを要望する。

②環境・省エネ関連の政策・法律・計画の策定過程において、外資企業を含む関連業界との情報交換、関係国政府機関との調整も十分に行いつつ進めていただくよう要望する。手続等については透明性・公正性の確保を要望する。また、新しい制度やプロジェクトを開始する際に提案や申請を募集する場合、優れた製品や技術を普及させる観点から、十分な時間を用意するよう要望する。また、実施細則の整備や解釈の明確化、規制に関する問い合わせ窓口の明確化を引き続き要望する。取組みは徐々に進んでいることから、さらなる発展を要望する。

③環境保護法の改正等によって、法令違反の企業に対する罰則は強化されている。日系企業としては法令遵守については誠心誠意取り組んでいくつもりであるが、法令遵守を適切に行うことができるよう、地方政府等による監視や取り締まりなど執行面において、担当者の恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準などに基づく運用がなされることを要望する。また、新たな規制を執行する際、既存設備への適用については、猶予期間・経過措置を設けるなど、必要な配慮をいただくよう要望する。

さらに、中央政府・地方政府、環境NGO等が協力し、違反企業に対する取り締まりの強化と罰則の徹底を図ることを要望する。

④省エネ・汚染物排出削減目標の対応については、より広い視野に立った総合的な政策的対応を要望する。例えば、省エネ・環境改善のための改造・設備更新を行う企業に対する優遇策、資金面などの支援、地域間での執行の差の縮小、設備投資のスピードなど企業の能力を考慮すること等を要望する。また、ISO等認証取得企業に対する優遇施策等について検討を要望する。

また、所属区政府からの補助は、手続が相対的に簡単で承認が早い、市、国からの補助は手続が複雑で承認が遅いという状況がある。そのため、申請資料を含む手続の統一化および簡素化、審査の加速化を要望する。

⑤省エネ・環境関連ラベル制度において、認証、試験、ラベル貼付等に時間やコストがかかる現行制度の合理化を要望する。例えば、「環境配慮製品」として一種類のラベルに統合すること、多地域での相互認証を認めること等を要望する。また、対応にあたっては、企業の対応時間に考慮したスケジュールを事前に設定し、そのスケジュールを堅持することを要望する。

さらに、環境配慮製品を普及させるため、政府調達額などの計画目標や実績の公開を要望する。

⑥電器電子製品有害物質使用制限管理弁法（中国版RoHS）

- ・「電子情報製品汚染制御管理弁法」に替えて2016年7月1日から「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」が適用されることとなった。
- ・当該管理弁法の対象品目については、別途定められることとなっているが、旧制度から対象品目の拡大を検討される場合には、外資系企業に対しても十分な説明を行い、制度策定手続の透明性・公正性を確保することを要望する。
- ・対象品目が追加される場合には、これら新規品目における対応時間を考慮し、実施まで十分な猶予期間を設定するよう要望する。
- ・認証（合格評定）制度については、国内外およびサプライチェーン全体の企業負担の軽減を図りつつ有害物質削減制度を効率的に実施する観点から、先進国並みに生産者自身が適合性を証明できる仕組み（自己適合宣言）を導入することを要望する。例えば、欧州等の制度を参考に中国に最適な制度を作成いただくよう要望する。

⑦廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）

- ・リサイクル制度において、処理基金の徴収額の設定（決定）根拠、処理実態、補助金の支給やその他の基金使途の状況について不透明であり、公平性を確保するために公表を要望する。
- ・対象品目が追加され、2016年3月1日から適用されることとなったが、これらの追加品目を含め、品目の対象とその徴収基準額が処理実態を反映させ、公平性を確保するために、品目毎に基金が管理されること、また、その実態に合わせて補助金額や徴収金額の見直し、対象品の削除も含めて対象品目の見直しが適宜適切に行われるよう要望する。
- ・また、当該制度に参加している事業者間の公平性を確保するためにも、認定リサイクル事業者への補助金の支払いが速やかに行われるよう要望する。

第8章 技術標準・認証

技術標準・認証の現状 中国の技術標準・認証に係る動向

第12次五カ年計画の最終年である2015年に中国で発表された国家標準規格は1,931件で、前年比で26.2%増えた。届出のあった業界標準規格は4,414件、地方標準規格は4,004件であった。2015年末現在、中国の国家標準規格は合計3万2,000件、業界・地方の標準規格は合わせて8万4,000件となり、標準規格の総数は11万6,000件に達している。

標準化法の改定動向

現行の「標準化法」は1989年に公布、施行され、現在既に26年以上が経つ。国家標準化管理委員会は2002年に「標準化法」の改正作業に着手しており、2015年末に「標準化法」改正案を国務院での審査に送っている。国務院では2016年3月22日から4月21日にかけて改正標準化法案のパブリックコメントを実施しており、今後、2016年内に実施される全人代常務委員会での審議に付される可能性が高くなっている。

標準化体系の改革

国務院は2015年8月に「標準化事業の改革深化にかかるプランの徹底実施のための行動計画（2015～2016年）の通知」を発表し、また同年12月には、「国家標準化体系構築発展計画（2016～2020年）」を発表し、標準化事業の改革深化にかかる要件を「第13次五カ年計画」における標準化事業発展の全体的な青写真を示している。

この標準化にかかる改革は、標準化の全体調整のための仕組みづくりの他、①強制的標準規格の統合と簡素化、②推奨標準規格の改善と整備、③標準化団体の標準規格のテコ入れ、④企業標準規格の規制緩和と活性化、⑤標準規格の国際化レベル向上の5つのポイントでまとめられており、これらを以下のとおり紹介する。

強制標準規格の統合と簡素化

従来の強制標準の公布機関は、国、業界、地方の3つの階層があり、既に多くの業界強制標準や地方強制標準があるが、これらと国の標準の間に矛盾や重複が見られる。今後の改革の方向性は、強制標準は国家標準に一本化し、また、強制標準の範囲を人の健康や生命、財産の安全、国家の安全、生態環境の安全などに限定するとしており、業界強制標準や地方強制標準は段階的に廃止するとしている。

化学工業分野では、国家標準化管理委員会、工業情報化

部、農業部が強制標準規格の統合・簡素化にかかる試行事業を展開し、国土資源部、環境保護部などの部門や浙江省、重慶市などの地方機関での強制標準規格の整理と評価を経て、2015年末に強制標準規格の統合・簡素化試行業務の知見がまとめられ、標準化の調整推進にかかる部際間合同会議の審査を経た「強制標準規格の統合・簡素化にかかる作業プラン」が国務院から2016年2月に公布されている。

推奨標準規格の改善と整備

現有の推奨標準規格の数量や規模を段階的に縮小するものとし、各階層、各分野の推奨標準規格の対象を適正に境界分けするとしている。現行の国家、業界、地方標準規格については、集中的に再検討を行い、運用に適しないものは廃止し、階層間で矛盾や重複がある場合は統合と改正を行い、国際標準規格との差が大きいものや、産業・技術の発展状況に見合わなくなっているものは、順次改正するものとしている。また、推奨標準規格の制定・改正手順を最適化、簡素化し、制定・改正のサイクルを短縮し、標準規格の質的向上や制定・改正の効率化を図っている。

標準化団体の標準規格のテコ入れ

中国では現行の標準規格体系に標準化団体の標準規格という位置付けはなく、そのテコ入れは中国の今回の標準化改革における重要な措置となる。中国は今後、能力のある学会、協会、商会、連合会といった民間の組織や産業技術アライアンスに対し、関係する市場参加者との調整を行って共同で標準規格を制定するよう奨励し、標準規格の拡充を図ろうとしている。中国は標準化団体の標準規格を行政許可の対象とせず、民間の組織や産業技術アライアンスが自主的に制定かつ発表するものとし、政府機関は標準化団体の標準規格について必要な規範化、誘導、監督を行うとしている。

企業標準規格の規制緩和と活性化

企業標準を定めた場合、企業は所管の監督部門への届出が必要であったが、今回の標準化改革の重点として、政府がこれまで企業標準規格に適用してきた届け出方式を段階的に撤廃し、企業標準規格の自己発表・公開とこれに対する監督の制度に切り替えようとしている。2015年に国家標準化管理委員会は企業標準規格の情報公共サービスプラットフォームを立ち上げ、上海市、福建省、山東省など7つの省・市で石材、合成パネル、医療品、家電など13分野を対象に試行事業を行っている。2015年の試行事業を土台に、2016年も引き続き試行事業の拡大と深化が進められ、2017年には企業標準規格の自己発表公開制度が全面的に実施されるとしている。

標準規格の国際化レベル向上

中国は、第12次5カ年計画において、積極的に国際標準化を推進することとし、国内標準の国際標準との整合化等の作業が進展している。2015年末現在、中国は既に国際標準化機構（ISO）の常任理事国、国際電気標準会議（IEC）の常任理事国、ISO技術管理評議会の常任メンバーとなっており、中国人の専門家がISO議長、IEC副議長、ITU事務局長に就任している。第12次5カ年計画の期間中、中国の技術または標準規格を基に中国から提出または立案された国際標準規格の提案は102件に上り、中国の主導により制定・公布された国際標準規格は86件である。2015年、中国の専門家が国際標準化機関（ISO）の中国人としては初のISO会長となった（任期は2015～2017年）。

2014年末時点の標準の国際規格の採用は、国家標準総数3万680件のうち約40%となった。中国は引き続き国際標準化のレベル向上や拡大を図ろうとしている。中国の標準規格の国際化を推進し、国際的な標準化事業への参画能力をさらに増強し、国際標準化を担う技術機関の数を引き続き増やし、2020年までに中国が制定に参画、または制定を主導する国際標準規格の数を同年度に制定・改正される国際標準規格総数の50%に引き上げ、主要消費財分野においては、国際標準規格との一致性を現在の90%から2020年には95%以上へ引き上げる目標である。

国家標準に関わる特許の管理規定

国家標準化管理委員会と国家知識産権局は、2013年12月19日に「国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）」を制定し、2014年1月1日より施行した。これは、国家標準の管理業務を規範化し、イノベーションと技術の進歩を奨励し、国家標準における新技術の合理的採用を促進し、一般公衆と特許権者および関連権利者の合法的權益を保護し、国家標準の効果的な実施を保障するための規定であるとしている。この制定前の2012年12月に意見募集稿が公表されたところ、用語の定義や手続に曖昧な点があり、さらに、標準化団体等で規定されているパテントポリシー（例えば、ITU/ISO/IEC共通パテントポリシー）との整合・調和をさらに図るべきであることから、中国日本商会として意見書を提出したが、十分には採用されていない状況である。当該規定の実施規則として、2014年5月1日から、推奨標準であるGB/T2003.1「標準制定の特別手続き第一部分：特許に関わる標準」が施行されたところ、当該規定の今後の運用について注視していくことが重要である。

個別事例（情報セキュリティ関係） IT製品の情報セキュリティ審査制度

IT製品に対する情報セキュリティ審査制度は、2010年5月に中国強制認証制度（CCC）にIT製品が追加されて実施され、認証の過程でソースコードの開示という問題が指摘されているが、この対象は政府調達に適用されている。しかし、2007年6月に公布された情報セキュリティ等級保護管理弁法（Multi-Level Protection Scheme：MLPS）により、

セキュリティ上の要件を厳しく課とするレベルの対象に、同様の審査制度が課される可能性があり、また、2015年7月に意見募集稿が公表された中国サイバーセキュリティ法案に示されたように、規制体系の中に位置付けられ、その対象が広げられる可能性がある。

また、2014年8月には電気通信およびインターネット業について、9月には銀行業について、ネットワークセキュリティの強化に関する指導的意見が、さらに、2015年10月には保険業に対して保険機構情報化監督管理規定の案が公表されている。いずれも、情報セキュリティコントロール技術の応用によりセキュリティの強化を図るとしている。

国家安全や公共の利益に係るシステムで使用される重要な情報技術製品・サービスおよびその提供者に対し、今後セキュリティ審査が実施される可能性がある。

商用暗号管理条例

1999年に導入された規制であり、海外で生産された暗号化製品の中国への持ち込みおよび使用について申請・許可が必要となるものである。現在の対象製品は暗号化、解読化の操作を中心とする機能の専用機器およびソフトにのみ限られている。なお、国家暗号管理局は商用暗号管理条例を2011年に改正することについて声明が発出されているが、現時点でも条例改正は行われていない。

<建議>

改正標準化法の検討に伴い、強制標準の一本化、各種標準間の整理、業界基準の制定といった制度改善に向けた進展は評価できる。引き続き、国際的にオープンな形で透明性を高め、公平性を確保し、イノベーションを阻害しかねない制度や運用が改善されるべく、下記建議を要望する。

<透明性の向上、公平性の確保（※制度設計プロセスへの要望）>

- ①標準化法の改定プロセスや内容は全産業に影響のある大きな関心事であり、その透明性の向上を要望する。
- ②「国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）」（2014年1月1日施行）の運用および「国家標準の特許に係る処置規則」の制定に関し、中国国家標準化管理委員会は外資系企業を含む産業界の意見を聞き、国家標準の制改定において、特許権者の権利に十分配慮するとともに、手続きの簡素化、判断基準の明確化を図るよう要望する。また、専利法をはじめとする関連法規と整合をとるよう要望する。
- ③国家標準、業界標準などの公的標準策定プロセスにおいて、例えば会員資格、会員費用などを内資・外資で区別されることが依然見られるなど、標準工作組によって運営方法が統一されておら

ず透明性に欠ける。標準化活動にかかる策定・改定過程は、公開を原則とし、外国企業の標準化技術委員会や標準化策定工作组などへの参加を中国企業と同等の条件とするなど、外資企業の参画も容易にすることで透明性と公平性を高めるよう要望する。

- ④強制標準や認証等の実施に当たり、企業に影響を与える規定や内部書簡、解釈、説明会の開催情報と一般的な質疑応答（FAQ）等に関する情報は、会議の開催を通じて内容を伝えるだけでなく、関連する全ての機関・部門のホームページ上に即時かつ正式に公布するよう要望する。また、新規分野などについて、標準策定部門の早期明確化、提案窓口一本化に努めていただくよう要望する。
- ⑤標準公布日から実施日まで、十分な猶予期間を取るよう要望する。特に強制標準については、公に誰もが入手可能となった日を起算日として、1年間ないしは2年間の猶予期間を確保すべきである。

<イノベーションの基盤として（※標準内容への要望）>

- ⑥一部の標準において、現実には実現し得ない試験条件の設定や目標値、理想値のような高い数値設定が見受けられる。過度なスペックや、過度に詳細化した標準の策定は避けるよう要望する。また、標準の統廃合による簡素化を進めるよう要望する。技術水準や社会状況が考慮されない標準は、技術進歩や自由な競争を阻害しかねず、イノベーションを進める中国政策の方向性にも反する。
- ⑦標準の適用範囲の曖昧さ、標準間の重複・矛盾などを是正するよう要望する。例えば、同一機器に対して異なる業界による複数の標準が併存するだけでなく、標準間に矛盾が存在するとの指摘がある。
- ⑧国際標準に準拠した標準の採用をさらに徹底するよう要望する。ISO、IECだけでなく、多くの国が採用している国際的な規格の採用も積極的に推進していくよう要望する。
- ⑨国連法規を基に作成された法規では、一世代遅れているケースもある。認証においては、最新の国連法規での認可も認めていただくよう要望する。

<合理的な制度運用（※制度運用への要望）>

- ⑩国家標準の解釈や制度運用による混乱を防ぎ、認証、試験等に係る、さらなる手続透明化と合理化を図るため、例えば、国と地方の連携の強化や役割分担の明確化、判断基準の明確化、担当官での運用の統一・遵守、制度および手続の簡素化、審査のスピードアップ、に努めていただくよう要望する。
- ⑪抜き取り検査や認証の現場において、遵守義務のない推奨基準が強制基準と同等に扱われるこ

とがないようにしていただくよう要望する。

- ⑫消費者協会などが独自に抜き取り検査を行う際に、企業側に弁明の機会を与えられることなくメディアで一方向的に公表することはやめるよう要望する。独自検査による一方向的な行為は、企業のイノベーションを阻害するだけでなく、標準・認証制度の正しい運用と理解の妨げにもつながりかねない。
- ⑬自動車や電気電子製品分野において、CCCと類似する検査制度、認証制度等との間で、重複の排除或いは制度の一本化を図るよう要望する。

<情報セキュリティ認証制度>

- ⑭国家インターネット情報弁公室が導入を発表した「ネットワークセキュリティ審査制度」については、制定プロセスで外資系企業を含む関係者が意見を述べる機会をつくるとともに、外国製品を差別的に取り扱うことのないよう制度・運用面での配慮を要望する。また、本制度との関係が不明であるが、従前より運用されている、情報セキュリティ認証制度（CC-IS）、情報セキュリティ等級管理弁法（MLPS）の運用においても、外資企業が不当に差別されることがないように、制度・運用面での改善を強く要望する。
- ⑮サイバーセキュリティ規制制度において、クラウドサービスなどの新しいビジネスの発展に妨げとならないよう、また、これらのビジネスで外資企業が不当に差別されないよう、制度設計や制度の運用に配慮されるよう要望する。
- ⑯商用暗号管理条例については、その運用に際し2000年に発出した通知を尊重するとともに、条例改正の検討に際しては手続きの透明性、公正性を確保し、日本の産業界の意見に十分に配慮することを強く要望する。

第9章 物流

2015年のGDPは実質ベースで6.9%の伸び率にとどまった。ソフトランディングを模索する政府の想定を超えた経済成長の減速に、先行きはかなり厳しいという見方もある。しかし、中国の経済成長減速は今に始まったことではない。「新常态」の下で安定成長を重視して進められる構造転換を見据え、如何に上手く環境変化に対応していくか、経済大国への成長を遂げた中国において引き続きビジネスを展開しようとする企業側にも相当の努力が求められている。投資・輸出主導型経済から内需主導型経済への移行が着実に進む中、物流を取り巻く情勢も大きな転換期を迎えつつある。

物流を取り巻く情勢

外部環境

2015年の中国の貿易総額は、リーマン・ショックの影響を受けた2009年以来、6年ぶりに減少に転じた。安価で豊富な労働力を背景に強みとなっていた価格競争力も人件費の上昇により低下、以前のような廉価多売モデルは成り立たなくなり、加えて欧州の景気低迷や日中貿易も縮小したことにより輸出が減少した。一方、輸入については鉱物資源の価格下落が輸入額落ち込みの主因とされるが、内需の低迷も大きいと見る向きもある。

表1：中国の輸出入総額の比較（単位：億ドル）

	輸出		輸入		輸出入合計	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
2015年	22,765	△2.8%	16,820	△14.1%	39,586	△8.0%
2014年	23,427	6.1%	19,603	0.4%	43,030	3.4%
2013年	22,096	7.9%	19,504	7.3%	41,600	7.6%
2012年	20,489	7.9%	18,178	4.3%	38,668	6.2%
2011年	18,986	20.3%	17,435	24.9%	36,421	22.5%

出所：2011/12/13年国民経済と社会発展統計公報、海関統計资讯网

中国国家統計局発表の資料によると、2015年のGDPに占める第三次産業の割合は初めて50%を超え、相対的に伸び悩んだ第二次産業に代わってGDPの成長を下支えした。特に15年前半は金融業のGDP伸長が第三次産業を押し上げた背景はあるが、民間消費も堅調であり、経済成長の牽引役を担い始めていると言える。第三次産業はまだ成長できる余地があり、消費の拡大が内需拡大に寄与していくことが期待される。

モノの動き

いわゆる「李克強インデックス」と呼ばれる指標の一つに鉄道貨物輸送量が用いられるが、2015年の輸送量は前年比で大きく減少している。これも中国経済が想像以上に減

速していると判断される根拠となっているが、主な原因は石炭需要の低迷による輸送量の減少にあると考えられ、第三次産業への移行が進む現状では必ずしも経済動向を測る物差しとはなり得ない。トンキロベースで輸送量が鉄道の倍以上となった道路貨物輸送のほか、各輸送モードで微増ながらも増加傾向を維持しており、全体の荷動きは過小評価できない。爆買いに続いて急成長する越境ECのように、旺盛な購買意欲に後押しされる消費市場は今後も拡大が続くと見られ、消費者物流への取り組みが日系企業にとっても新たなトレンドとなっている。

表2：2015年中国の輸送モード別貨物輸送重量・貨物回転量

輸送モード	貨物輸送重量 (単位：億トン)		貨物回転量 (単位：億トン・キロ)	
	重量	対前同増	回転量	対前同増
鉄道	33.6	△11.9%	23,754.3	△13.7%
道路	315.0	1.2%	57,955.7	2.0%
水運	61.4	2.5%	91,344.6	△1.2%
民間航空	0.063	5.2%	207.3	10.4%
パイプライン	7.1	1.7%	4,138.8	6.6%
合計	417.1	0.2%	177,400.7	△1.9%

出所：2015年国民経済と社会発展統計公報

政策の行方

第13次五カ年規画により2016年以降の政策方針が明らかにされた。構造改革を通じて量より質を求め、安定成長を目指す方向性が打ち出されたが、「一帯一路」も改めて重点政策として位置付けられた。沿線各国への投資が積極的に行われており、鉄道や道路、送電網や港湾などのインフラ整備の進展も見込まれている。

対外的には開放政策を推し進め、対内的にはイノベーション促進による生産性向上を通じて構造改革を実施するという経済面での方針は、中長期的な安定成長につながる事が期待されている。一方で、中国遠洋運輸集団と中国海運集団の統合を含め、国際競争力を高める目的で政府が主導する国有企業の相次ぐ統合は、巨大企業による市場の支配をもたらすという懸念も持たれている。

新たな転換期を迎える中国において、日系企業を含む外資系企業も生き残りのための努力は当然に求められるが、特に管理・運用面で公平な競争ができるような政策の推進を期待したい。

<建議>

①通関・検疫の運用基準整備

地域通関一体化が全国規模で推進され、制度面では統一の動きが見られるが、実務面では依然として運用細則が不透明で、解釈が地域や担当者によって不統一という問題も存在している。申告手続の簡略化と運用基準の統一化につき、さらなる改善を要望する。

②自由貿易協定への対応

FTAを活用して輸出入手配を行う際、原産地証明の対応ルール不統一により手配に遅れが生じる、或いはFTAの利用自体ができなくなるといった状況が見受けられる。FTAのメリットを享受できるよう、制度上の課題の早期解決を要望する。

③CFSにおける荷役品質向上

空港や港のCFSにおいて扱われる輸出入貨物は、指定業者の手荒なハンドリングによるダメージのほか、税関・検疫局の検査による商品の汚損・紛失、検査後の梱包不良などの問題が多々発生している。荷役品質の改善と、物流業者の立入り・立会い規制緩和への取り組み強化を要望する。

④通関・検疫システムの改善

通関や検疫のシステムはアップグレードが進められる一方で、申告内容の訂正に時間を要する、システムの不具合で手続に遅れが生じる、通関と検疫のシステムで類似データの重複入力を強いられるなど、申告手続の効率を低下させる事象も依然として散見される。効率性、安定性、汎用性を考慮したシステムの整備を要望する。

⑤危険品取り扱い状況の改善

危険品の国際輸送手配において取り扱いの制限が強化されているが、具体的な規制内容が公開されず、地域や税関、検疫によっても取り扱いに対する見解が統一されていないため、輸送手配に大きな支障を来している。徒に制限を強化するだけではなく、実務への影響を考慮した対応措置を早期に講じるよう要望する。

⑥別送品輸入許可の簡素化

別送品の輸入については、依然として居留許可日数が365日以上でなければ許可しない地域があるほか、居留許可を待って輸入許可を出すルールにも変更は見られない。パスポートのみで簡易申告できる仕組みの導入等、簡素化の実現を要望する。

⑦過積載への対応

輸送車両の過積載は、特に地方都市では依然として違反が顕著に見られる。運搬車両の設計基準に厳しい規制があるために非効率な運用を強いられることや、違反に対する取り締まりが地域や時期によって不統一であることもその要因となっていると考えられるため、規制内容の合理的な改正とさらに公平な取り締まり実施を要望する。

⑧交通規制の合理化

公用行事や大気汚染対策などによる臨時の交通規制がショートノーティスで実施される状況は未だ散見され、特に物流企業は交通規制そのものだけではなく、その対応に追われることで生産性の低下を強いられている。交通規制は必要最低限に留め、十分な告知期間を設けた上で計画的に実施するよう要望する。

⑨道路交通環境のさらなる改善

道路交通網の整備が進められ、交通マナーも大都市では徐々に改善が見られるようになっていくが、パーキングエリアの整備や交通安全への対策はまだ十分ではなく、都市部の渋滞も慢性的なものとなっている。付帯インフラの整備や安全対策、渋滞解消へのさらなる取り組み強化を要望する。

⑩鉄道貨物輸送インフラの整備

高速鉄道網や鉄道駅の整備が進み、特に旅客輸送については急速な発展が見られるが、貨物輸送についてはまだ十分な整備がなされておらず、総合物流企業にとっても参入障壁が高い領域となっている。ハード・ソフト両面でのインフラの整備推進を要望する。

第10章 政府調達

中国の政府調達に関連する法律法規が大幅に変更された2014年に続き、2015年の中国の政府調達関連政策は、主に「官民パートナーシップ (PPP) モデル」に集中して変革が行われ、これが2015年度の関連政策のうち最も注目を集める内容の一つとなった。このほか、「政府調達の法規制度をより体系化する」、「政府によるサービス購入等の各種改革業務を推進する」、「政府調達の政策機能を一層発揮させる」、「政府調達の監督管理を強化する」、「情報化および標準化を強化する」、「政府調達の透明性を向上させる」、「政府調達の宣伝・研究活動に力を入れる」、「『政府調達協定 (GPA)』交渉およびその他関連の交渉を積極的かつ着実に進める」等といった事項も、各レベルの政府財政機関の2015年における政府調達に関する取り組みの重点となった。

2015年に公布された関連政策および動向

中国のWTO「政府調達協定」(GPA) 加盟交渉

2014年12月22日に、WTOに対してGPA加盟のための第6次オファーを提出した後、2015年においては第7次オファーが提出されず、GPA交渉にも実質的な進展は見られなかった。このことから、第6次オファーの範囲は既にGPAのその他の加盟国による全般的なオファー水準に相当しているにもかかわらず、他のGPA加盟国は中国政府の譲歩に満足しているわけではないことが窺える。依然として、中国政府は政府調達のカバー範囲、オファー方法等の面で調整を行う必要がある。

相次ぐ官民パートナーシップ (PPP) モデル関連政策の公布

2014年12月30日に財政部より、「政府・社会資本合作の契約管理業務の規範化に関する通知」が出された後、PPPモデルに関する政策の公布が相次ぎ、より規範化された実務マニュアルが提供され、PPPモデルの適用範囲が拡張された。

PPPモデルの実務手順の規範化が進む

財政部より2015年4月14日に公布された「政府・社会資本合作プロジェクトにかかる財政負担能力考察の手引」は、PPPプロジェクトを実行するにあたっての財政負担能力を考察し、PPPプロジェクトの財政支出管理の規範化、プロジェクトの秩序ある実施推進、財政リスクの有効な防止および制御並びにPPPの持続可能な発展の実現に役立つものとなっている。2015年12月18日に公布された、「官民パートナーシップ (PPP) の総合情報プラットフォームの運営の規範」では、PPPプロジェクトを実現するために政府調達資格の事前審査公告、調達書類、交渉確認にかかるメモ、落札

候補又は成約結果、プロジェクトの契約書、落札・成約結果といった、調達に関する情報共有を実現し、政府がPPPビッグデータを運用して政府業務を行い、監督管理する上でレベルと効率を向上するよう求めている。

PPPモデルの適用範囲拡大

財政部は2015年5月6日、5月7日、5月22日でPPPモデルを奨励し拡大する実施意見を計4件公布しており、水質汚染防止、有料道路、公共サービス、公共賃貸住宅の投資建設および運営管理分野におけるPPPモデルの推進を提起した。さらに、2015年6月26日には「政府・社会資本合作プロジェクトの示範業務を着実に進めるための通知」を公布し、各地で初回の示範プロジェクトの実施推進を加速するよう求め、公共サービス分野においてPPPモデルの採用に適するプロジェクトを広く募集した。このほか、国の他の関連機関からもPPPモデルの普及を奨励する関連意見が相次いで出されている。国家発展改革委員会が2015年7月10日に公布した「社会資本投資による鉄道建設を一層奨励し拡大することに関する実施意見」では、独資、合弁等の複数の投資方式による民間資本により鉄道を建設、運営することを支持し、鉄道所有権および経営権が民間資本に対して開放された。国務院は2016年2月17日に「特別貧困者の救助扶養制度の整備を進めるための意見」を公布し、PPPモデルを運用した「公建民営（政府が建設して民間が運営する）」、「民弁公助（民間が開設して政府が助成する）」等の方法による福祉サービス施設の建設を支持した。

PPPモデルのプロジェクトおよび投資総額の大幅な増加

国家発展改革委員会の集計によると、2015年12月16日までに推奨・紹介されたPPPプロジェクト数は合計2,529件、投資総額は約4兆2,443億元となった。また、財政部の集計によると、推進されたPPP示範プロジェクトの総数は233件であり、投資総額は約8,170億元に達した。この時点で、中国国内でのPPP示範プロジェクト、推奨・紹介されたプロジェクトの投資総額は約4兆9,500億元に達している。この他に、財政部や国家発展改革委員会よりまだ公式に発布されていない多量のPPPプロジェクトが中国各地においてあらゆる資本提供者に推奨・紹介されている。PPPモデルは、中国のインフラ建設プロジェクトにおける融資モデルの主流となりつつある。

中国と国連の欧州経済委員会が正式にPPP領域で協力協定を締結

国家発展改革委員会は2016年1月、欧州経済委員会と協力了解覚書を正式に締結した。双方はPPPモデルの共同推

進の面で協力交流を強化し、中国のPPPモデルの推進が国際協力の段階に入ったことを印象づけた。当該覚書により、国家発展改革委員会は欧州経済委員会と、PPP理論の研究、経験についての意見交換、業務研修、実務の扱い等において、全面的に協力していくとしている。

政府調達に競争性交渉調達方式を導入

財政部が2014年12月31日に公布した「政府調達の競争性交渉調達方式にかかる管理暫定施行弁法」（財庫[2014]214号）では、規定された条件を満たすプロジェクトには競争性交渉方式を適用できるとしている。競争性交渉のメカニズムが導入されることで、政府調達プロジェクトがより整備され、最適な資源配分に貢献し、政府調達にサプライヤーを存分に動員し、積極的に参加させることに繋がる。

政府調達の情報公開が一層進む

財政部が2015年7月17日に公布した「政府調達にかかる情報公開への取り組みを徹底することに関する財政部の通知」（財庫[2015]135号）により、各関連政府機関は政府調達の情報公開への取り組みを大いに重視し、健全かつ統一的なルートを構築して公開すべき情報の範囲を明確にし、情報公開にかかる各種の基準および要求等を規範化するよう求めた。サプライヤーが政府調達に参与する公平性を確保する上で、政府調達情報の果たす役割は大きく、政府調達に関する情報の公開を進めることで、裏工作等の法律法規に対する違反行為を根源から減らすことが可能となる。

2016年の展望

GPA加盟への各取り組みを継続して促進

中国政府の関連機関は積極的かつ着実に中国のGPA加盟に関する各取り組みを進め、二国間・多国間での政府調達に関する交渉を統括していただきたい。GPA加盟を早期に実現するために、重大問題に関する交渉の進め方について、研究や政府調達の国際交流・協力が強化されるよう望む。

PPPモデルの普及継続

2015年に中国政府が打ち出したPPPモデルに関する政策文書に鑑み、2016年はPPPモデルのより広汎な普及が進められる1年になると予想される。PPPの総合情報プラットフォームの関連業務を整備し、PPPモデル下の取引規則体系の統一、PPPモデル総合情報プラットフォームと政府調達プラットフォーム間の情報共有を進め、情報公開を徹底し、適用範囲を拡大する等といったことが、2016年における中国政府のPPPモデルに関する取り組みの重点となるであろう。

インターネット技術を利用した政府調達の利便性向上

政府調達管理取引システムおよびPPP総合情報プラットフォームの広汎な運用は、インターネット技術が政府調達へのサービス提供にもたらす効果が優勢であることを明らかに示している。政府調達電子取引プラットフォームの構築整備、インターネットのプラットフォームを利用した政府調達のビッグデータ分析実現、政府調達管理取引システムへ

の政府調達プロジェクトおよび調達の全過程の取り込みなどが、今後の趨勢となるであろう。

政府調達の監督管理の強化

2015年には政府調達の情報公開、政府調達の行政処罰、政府調達センターの疑義の処理方法にかかわる通知が財政部より多数公布され、政府調達の監督管理強化について、中国政府より十分な発信がなされた。財政部の計画によると、2016年中国政府は引き続いて情報公開の強化、関連政策等に関する考察の徹底、法に基づく政府調達に関する苦情申し立てや通報の処理、違法行為への取り締まり強化といった取り組みを継続するとされている。

<建議>

①早期のWTO「政府調達協定」(GPA)加盟を要望

中国政府がGPA加盟に向けて取った各種の積極的措置は評価されるものであるが、2007年、中国政府よりGPAへの加盟申請時に第1次オファーがWTOに提出されて以来、一向にGPA加盟が実現できていない原因についても重視し、改善方法を講じる必要がある。もし中国が早期にGPAに加盟できなければ、中国の外資企業がGPAメンバー国の政府調達に参加するうえでも制限を受けることとなる。中国政府にはGPA加盟が中国政府、中国企業にもたらす重大な影響を意識したうえで、政府調達の商品やサービスの範囲の一層の拡大といったさらなる譲歩を通じて、早期のGPA加盟が図られることを要望する。

②政府調達活動の透明化

2015年3月1日より施行された「政府調達法实施条例」の中で政府調達情報、調達基準、入札結果、調達契約などを指定メディアで公表することが要求され、その後財政部より2015年7月17日に公布された「政府調達情報公開業務に関する財政部の通知」により、政府調達情報を公開する主体、範囲、ルート、要求等の内容に対するさらなる要求が提示されたことは歓迎される。但し、政府調達の規則違反の行為や現象が依然認められており、政府調達情報の公開が不足である、又は調達プロセスが不透明であるといった問題の可能性を示唆するものである。上述の条例、通知において政府調達情報の確実な公表がなされるとともに、輸入製品、外資企業による入札募集参加行為に対する制限が減らされ、公平、公正かつ開かれた政府調達が実現することを要望する。

③政府調達の規則違反行為に対する処罰の確実な実施

2015年3月1日より施行された「政府調達法实施条例」において、政府調達の違法行為に対する処罰が大幅に強化された。その後2015年8月20日に公布された「政府調達の行政処罰の規範化に係る問題についての財政部の通知」の中で、政府

調達にかかる行政処罰の中で証拠確認を行い、法律法規を正確に使用することや、政府調達のサプライヤー、代理機構、評価審査専門家に対する行政処罰決定の公示、政府調達上の重大な違法による信用喪失行為の名簿記録実施等を、各級の人民政府財政機関に要求したことは歓迎される。但し、実務において、企業が提案している政府調達の規則違反行為の通報には、いまだに関連機関による重視が得られていない。関連政府機関によりサプライヤーと調達主体間のコミュニケーションや交流のルートが拡大され、同時に調達サプライヤーによる政府調達の規則違反行為の通報、苦情申し立て等の提案に対し、適切な対応が取られるよう要望する。

④ PPPモデルの適用範囲拡大、外資企業の平等な参与の権利の保障

今年の政府調達の全体的状況から、PPPモデルが政府調達における重要なモデルとなりつつあることが窺える。2015年、中国政府より有料道路、市政公用、公共賃貸住宅の投資建設および運営管理等の領域において、PPPモデルの推進に関する関連文書が公布されたことは、歓迎される。中国国内の関連文書では、外資企業によるPPPモデルへの参与について特に明確にされていないが、現時点におけるPPPモデルの試行領域の特殊性に鑑みて、外資企業の直接参与はきわめて困難である。PPPモデルの範囲が拡大されるとともに、外資企業のPPPモデルへの参与を奨励するか、又は認めることで、中国の政府調達に新風が送り込まれるようになることを要望する。

⑤ 法律の運用

- ・「政府調達実施条例」において、調達のサプライヤーの参入要件が厳しく、調達に際して提出すべき書類が多く、手続が煩雑である。政府調達の公平性、適法性が保障されたうえで、関連手続が適切に簡素化されることを要望する。
- ・中国資本企業に比べると、外資企業の事業者登録手続は非常に煩雑なものとなっている。実務上、外資企業が政府調達への参加登録を更新する際には、毎回膨大な証明文書を提出する必要があり、且つこれらの証明文書をかなり短時間で準備しなくてはならない。企業の負担ができる限り軽減されるよう、更新頻度を減らし、申請資料の準備に十分な時間を設定いただく等の配慮がなされるよう要望する。
- ・「政府調達法」、「政府調達法实施条例」等の関連法規および「入札募集・入札法」の関連法規において監督管理機関、内容、手続等の面で差異が存在し、実務に際して混乱を招きやすいため、関連機関が上述の法律法規を整理し、企業の政府調達参加に、より明確で制度化されたガイドラインを提供されたい。昨年の白書でもこ

の問題を提起しているが、関連機関に重視いただき、実質的な改善がなされるよう要望する。

⑥ その他

- ・昨年の白書でも提起した通り、中国の公務員が出国するための航空券を購入する際、中国の航空会社を優先的に選択することを定めた関連規定が改善されるよう要望する。上述の規定を改訂するか、又は中国の航空会社を優先的に選択する規定を廃止して、航空券の価格やサービスの質等の総合的要素が政府調達にもたらす作用を重視するような、他の比較的公平な競争方式が採用されることを、今年も引き続いて中国政府に要望する。
- ・昨年の白書の中で言及した通り、関連の問い合わせ窓口等の体制は、法律法規の事前公示や事後の監督にとり十分整備されているとはいえず、改善を要望する。今年も引き続いてこの点を提案し、関連政府機関に重視されることを要望する。

第11章 商工会組織

商工会組織の問題点

中国における外国の商工会は、外国商会管理臨時規定によって管理監督されているが、この規定では一国について一つの「商会」しか認めていない。このため、北京の中国日本商会は民政部から認可された唯一の日本の商工会組織である一方、他地域の多くの日系商工会組織は未公認組織となっている。

中国には、進出日系企業で構成される商工会組織が40以上ある。それぞれが独立運営されており、会員間の相互扶助、地元政府との交流、会員企業の事業展開に対する支援、地元社会への貢献など、重要な役割を果たしている。参考までに、会員企業・団体数の多い商工会を順に並べると、上海(2,302)、大連(763)、北京(682)、香港(666)、広州(613)、蘇州(595)、深圳(452)、青島(387)となる(出所:2015年全国日本人交流会会議資料)。なお、中国における在留邦人は2014年10月現在13万3,902名(出所:平成26年度外務省領事局政策課海外在留邦人数統計)で、多くは中国各地の日系企業で働く者とその家族である。

こうした商工会組織は、製造、貿易、サービス事業など企業のビジネス活動が円滑に進められるようさまざまな支援と協力を行ってその実現を図り、中国の経済社会の発展、日中両国経済関係の深化、ひいてはグローバル経済の進展に貢献していこうという団体である。

支援すべき事項の中でも専門的な技術的知見を必要とするテーマに関しては、小グループを設けて情報交流や検討を行っており、地域を越えた交流へと発展しているケースもある。例えば、知的財産権(商標・特許等)に関するグループでは、北京市・上海市・広州市で情報を共有して連携を深めるとともに、さらなる成果実現に向け一体的な活動を行っている。また最近では、危険化学品分野において、中国の関係当局や欧州の業界との交流・対話を積極的に進め、企業の円滑な事業展開に大きな成果を上げており、メディカル(医薬品・医療機器)分野に化粧品業界も加わったライフサイエンスグループでも本格的に対外交流活動を開始した。ビジネスに大きな影響を与える政策・施策について、日中双方の政府当局者を交えた交流会がそれぞれの分野で実現するなど効果的な取り組みが相次いでいる。

こうした取り組みは、日系企業のみならず中国企業だけでなく、中国企業のビジネスならびに中国人民の生活を充実・向上させる極めて公益的に意義の大きい活動であり、今後さらに中国の中央政府、地方政府および関係機関と緊密な連携関係を構築していきたい。中国の各関係当局において積極的に我々と対話・交流する機会を設けていただければ幸いである。

れば幸いである。

また、各地の商工会組織は、より公益的性格の強い社会貢献活動をそれぞれの地域で行っている。例えば、小中学校やその生徒たちへの援助、災害被災者救済のための義捐金提供などである。こうしたことを含め、中国で起きる各種の出来事(政治・経済・制度・環境・邦人保護等)に対し、各地の日系社会・商工会組織で情報と知見を共有することが強く求められている。

一方で、中国各地の商工会組織はそのほとんどが未公認団体という位置付けとなっていることから、次のような運営上の困難に直面しているケースが少なくない。

- (1) 当該地方政府との交流・交渉において、未公認団体であるため当該商工会組織名を提示できない場合がある。
- (2) 当該組織としての銀行口座を開設できない。
- (3) 専任事務局を必要として事務所や職員を置く組織において、事務所借用であるとか、職員の身分保証やビザ取得などに苦慮している。

外国商会管理臨時規定は、外国商会を「国別に設立」することを規定しており、これが一国一商会の根拠となっている。しかし、中国は地理的に広大であり外国企業の進出先も大都市に広がっている。各地域においてそれぞれ実情に合った商工会組織の運営・活動が可能となるような規制の緩和と融通性のある運用を盛り込んだ規定の整備が望まれる。これにより、中国社会と外国企業の一層の交流促進が図られ、中国進出外国企業の健全な事業経営および中国経済の持続的な発展への道が拓けるものと考ええる。

<建議>

各地域の商工会および日本人会に対し法人格を与える等、融通性のある活動ができる外国商会管理規定への改正を要望する。